

第九十六回国会
衆議院

内閣委員会議録 第二十号

昭和五十七年八月十日(火曜日)

午後二時二十六分開議

出席委員

委員長 石井 一君

委員 愛野典一郎君

委員 田名部匡省君

委員 上田 卓三君

委員 鈴切 康雄君

委員 上草 義輝君

委員 龜井 善之君

委員 椎名 素夫君

委員 吹田 愷君

委員 堀内 光雄君

委員 渡辺 秀央君

委員 角屋堅次郎君

委員 吉原 米治君

委員 木下敬之助君

委員 中路 雅弘君

出席國務大臣

厚生 大臣 森下 元晴君

出席政府委員

防衛庁参事官 友藤 一隆君

厚生大臣官房総務審議官 正木 馨君

厚生大臣官房審議官 吉原 健二君

厚生省公衆衛生局長 三浦 大助君

厚生省環境衛生局長 山村 勝美君

厚生省環境部長 大谷 藤郎君

厚生省医務局長 持永 和見君

厚生省社会局長 金田 一郎君

厚生省児童家庭局長 幸田 正孝君

厚生省保険局長 大和田 深君

委員外の出席者

厚生省援護局長 北村 和男君

水産庁長官 松浦 昭君

警察庁刑事局捜査第二課長 森広 英一君

防衛庁長官官房広報課長 村田 直昭君

防衛庁防衛局運用第二課長 今西正次郎君

防衛施設庁施設部施設調査官 西原 一君

防衛施設庁施設部施設補償課長 甲斐 三郎君

防衛施設庁官房環境庁長官官房総務課長 杉本 康人君

文部大臣官房会計課長 国分 正明君

自治大臣官房企画室長 金子 清君

会計検査院事務局長 水越 雅夫君

検査課長 山口 一君

内閣委員会調査室長

委員の異動

八月十日

辞任

有馬 元治君

小波 三郎君

田村 元君

上原 康助君

矢山 有作君

同日

辞任

北村 義和君

椎名 素夫君

補欠選任

椎名 素夫君

北村 義和君

渡辺 秀央君

吉原 米治君

関 晴正君

同日

補欠選任

小波 三郎君

有馬 元治君

八月九日

公務員の賃金抑制、定員削減中止に関する請願(田口一男君紹介)(第四七五四号)

同(井岡大治君紹介)(第四八一〇号)

同(中村重光君紹介)(第四九三四号)

元従軍看護婦の処遇に関する請願外二件(愛野興一郎君紹介)(第四七五五号)

同(小里貞利君紹介)(第四七五六号)

同(八田貞義君紹介)(第四七五七号)

同(足立篤郎君紹介)(第四七五八号)

同(足立篤郎君紹介)(第四七七六号)

同(石川要三君紹介)(第四七七六号)

同(山崎拓君紹介)(第四七九四号)

同(伊東正義君紹介)(第四八一一号)

同(江藤隆美君紹介)(第四九三五号)

同(藤藤吉君紹介)(第四九三六号)

同(藤藤吉君紹介)(第四九三七号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(矢山有作君紹介)(第四九三九号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

同(松永光君紹介)(第四九三八号)

のとおりであります。このため、本格的な高齢化社会の到来に対応し、国民の老後における健康の保持を図るため、壮年期からの予防、健康づくりを初めとする総合的な老人保健対策の確立が急務となっております。

政府といたしまして、この要請にこたえるべく、第九十四回国会に老人保健法案を提出し、今国会においても御審議を煩わしたところでありますが、さらに、老人保健対策の総合的な推進を図るための体制整備を行う必要があります。このため、厚生省公衆衛生局に老人保健部を設置することとし、この法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、老人保健対策を総合的に推進するため、公衆衛生局に老人保健部を設置することとし、これに伴い医務局次長を廃止することとしております。

第二に、老人保健部においては、老人保健法の施行に関する事務等を所掌することとしております。

なお、施行期日につきましては、老人保健法案の施行に合わせて定めております。

以上が、この法律案を提案する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○石井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○石井委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。関晴正君。

○関委員 今度の提案された法律でございすけれども、この案はいわば老人保健法を受けてつくられたものだ、こう思います。

そもそも、わが国における福祉行政、なかんずく老人福祉の行政というものが、十年前に無料化

という一つの画期的な線を出した。七十歳以上の老人は医療を無料とする、また自治体の幾つかにおいては七十歳以下でも無料化という方針を出して、それぞれ福祉の行政に寄与してきているわけなんです。十年にしてこれが崩れた、十年にしてこの制度を崩壊させたということはまことにゆゆしきことだとわれわれは思うのですが、なぜ無料制の方針をここで有料制に切りかえなければならぬのか。真のねらいはどこにあつてそういう方針をとったのかということについて、まず伺っておきたいと思ひます。

○森下国務大臣 ただいま関委員より、十年前、すなわち福祉元年、老人の医療無料化が始まったわけですが、十年後の今日において新しい老人保健法によって一部負担の必要性が出てきた、これに対する御質問でございすが、この国民の老後の健康を確保するためには、国民がみずから加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努めてまいること、それから、壮年期からの予防と健康づくりを初めとする総合的な保健事業を実施すること、三つ目に、老人医療費を国民みんなで公平に負担することにより老人の医療保障の制度的基盤を確立することが重要と考えております。

そういうことで、新制度の一部負担金の問題は、そのような観点から老人の方々にも健康に対する自覚と適正な受診をお願いするとともに、老人医療費を主として負担する若い世代との負担の公平を図るという観点から、無理のない範囲で実際にかかった費用のごく一部の負担をお願いしているところでございす。

いわゆる高齢化社会に入りまして、われわれの想像以上の高齢化社会への進歩、進み方が早かったということもこの原因の一つでございすけれども、最後に申し上げましたように、負担の公平という問題、それから健康に対する自覚と適切な受診をお願いしたいというようなことでございす。

○関委員 これは大臣にきちんとお聞きしておき

たいのですが、福祉行政というものは無料化よりも有料化の方がいいんだ、こういうお考えがあつて進めたのですか。どうなんです。

○森下国務大臣 もちろん福祉は、無料の制度もございす。また、この有料制度によって負担の公平化というまた一つの社会保障的な意味もこれに加わるわけでございまして、十年前の情勢と現在ではかなり情勢が変わつてまいつたということもあるわけであります。

この老人福祉法は、ちょうど五年前のこれに関連する懇談会から話が始まりまして、将来の高齢化社会に備えて医療はいかにあるべきか、また老人の全体の人口に占める割合が非常に大きくなり、これはいわゆる医療費のウェイトにもかなり影響もあるというような観点から、福祉の精神また社会保障の精神、それから高齢化、また、老人人口が国民の総人口に占める割合がふえていく、そういうようなこともすべて含めまして、今回のような老人保健法案を提出させていただく、それに従つて機構の改革をさせていただく、そういうことで、決してこの一部負担ということが福祉の後退には特につながつておらない、こういうふうには実は私は思つておるわけでございす。

○関委員 この法律の制定によつて国の負担といふのはどれだけ減るのですか。平年度においてどれだけの金額が負担減になるのですか。

○吉原政府委員 老人保健法によりまして現行制度と新制度を比較いたしました見ますと、五十七年度の平年度におきまして、国の負担は、公費負担分はふえますが、保険者の拠出金に対する負担分、これは現在よりも減少いたします。トータルをいまして、平年度ベースにおきまして約七百九十億、国の負担減になるわけでございす。

○関委員 およそ八百億近い金が負担減になる。そのために七十歳以上の老人の医療を有料化にする。六十九歳の老人の方は、せっかく来年からはただになるというところで喜んでおつた。もう一年だなあと思つておつた。それが今度はあなた方はだめになりますよということですから、これはと

んでもないということで、また大変なショックを受けているわけであります。

八百億という金は大きな金じゃありません。P3CやあるいはF15、一機百億も超えるようなものに比べますと、八機未満です。防衛計画においては百機も買おう、こう言つています。そういうようなことを考えますと、八百億の金が惜しいからといってこういう方向に切り込むということ、まさに老人のべつ視政策になるじゃないか、老人の福祉政策じゃなくて老人切り捨て政策を打ち出したんじゃないだろうか、こう思うわけです。そういう意味においては、今度の方針というものはまことに残酷なものだ。財政を知らない人々は、国の財政のために今度は負担するんだ、こう思われているけれども、わが国の中におけるむだ遣いというものはそういうことにもっと大胆にかかつていくようにしなければならぬと私は思つておるわけです。そういうことももしないで、そうしてそこに踏み込んでいくことについて、まことに残念だ、こう思ひます。

次いでなお聞きたいことは、そういう節約をして、そうして老人の医療の仕事が有料化されて、その事務の量が市町村にどつきり落ち込んでいきます。市町村行政の中でまた事務量がふえてくる。医療の対策からいきますと、医療に従事する人もまた求めていかなければならぬ。そういうような市町村の負担や、求めていかなければならぬであろう保健婦さんとか医療従事者の関係等については、どのような次の手だてであるいは方向というものをたどるものか、その点についてひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○三浦政府委員 老人保健法の施行に伴います都道府県それから市町村の事務が増加することが予想されるわけでございすが、これは地方交付税の交付金によりまして事務職員を措置することとしておるわけでございす。

五十七年度におきましては、都道府県、市町村合わせて四千二百六十二人の増員を見込んでおる

ところでございまして、五十八年度以降におきましても、事務量の増加というものを勘案しながら適正な措置が講じられるように、関係の省庁と協議していきたいというふうに考えておるわけでございします。

○関委員 この四千二百人余というのは、これは公務員の定数増の数ですか。

それからもう一つは、純粋に事務に携わるところの定数のことを指すのですか。

あわせて、看護対策についての保健婦さんの数なんかはどのように考えておられますか。

○三浦政府委員 ただいまお答えいたしましたのは事務職員でございまして、これは根拠を申し上げますと、交付税によります事務職員の増につきましては、都道府県で、百七十万人の標準団体、これを五十六年度は五人から六人にしたわけでございします。したがって県として百四人ふえたということになりまして、それから市町村は、十万人の標準団体で五十六年度は二人でしたのを二人ふやして四人にいたしまして、これで市町村が四千五百十八人ふえまして、合わせて先ほど申し上げましたように四千二百六十二人の増ということになるわけでございまして、これは老人保健におきまます保健事業、医療も含めまして実施に充てるということとございします。

それから、老人保健事業の実施に当たってマンパワーの整備ということが大変重要な問題でございしますが、保健事業につきましては、厚生省といたしましては、五十七年からおおむね五年間で、保健婦等の必要なマンパワーの配置、それから保健所や市町村保健センターの施設整備、こういうものを進めてまいりまして、六十一年、五年後に全市町村でおおむねある一定のレベルまで引き上げていこうというところで、いま準備をしておるわけでございしますが、保健事業実施のためのマンパワーの中心となる保健婦さんにつきましては、これを年次計画的に必要な増員を図ってまいりたいと考えておりまして、五年間で約八千名の増ということを考えておるわけでございします。

この内訳を申し上げますと、現在、保健所、市町村に合せて一万五千人の保健婦さんがおりますが、このうちの約二千名を老人保健事業の方に充てるというところでございまして、それからあと三千人は新規の保健婦さんの採用ということとございします。それからあと三千人は雇い上げの保健婦さんということで、合計八千人の増を見込んでおるわけでございします。

○関委員 八千人の保健婦さんが必要とする、しかもそれを五年の間に何とかしたい、こういうお話であります。その計画をどのようにして実施していきましますか。

もう一つ聞きたいことは、言うなれば無医療地区といえましようか、お医者さんのおらないところですね、そういう無医療地区また僻地、そこに住んでおる老人に対しての医療政策というものをどういうふうにして考えておられますか。

保健婦さんの充足の手段とあわせて、僻地における医療の対策というものについてどのような考え方があるのか示してください。

○大谷政府委員 厚生省におきましては、僻地医療対策を昭和三十年代より長期計画をもって実施いたしてきております。

第四次計画からは、従来の無医療地区診療所あるいは巡回診療車等に加えて、その地域を広く市町村圏としてとらえまして、そこに僻地中核病院というものをつくることによりまして、その僻地中核病院に国から設備あるいはマンパワー等の補助をいたしまして、その中核病院の医療を増強することによりまして、その広域市町村圏内における無医療地区に対しましてあるいは巡回診療を行う、あるいは駐在を行う、あるいは医師の研修等も引き受けるというふうな総合的な僻地の医療対策というふうなことを現在講じているところでございまして、この政策につきましましては今後とも現在第五次計画でございしますけれども、年々これを増強していきたい。またこの中で、先ほど先生お話しのごさしました保健婦につきましても、保健婦の駐在等につきましてもこの計画の中に含め

まして、総合的に実施いたしていきたいというふうに考えているわけでございします。現に実施をいたしているわけでございします。

○関委員 とにかく、無医療地区の解消問題にしろあるいは僻地における医療対策にしろ、欠けることがたくさんあるわけです。しかし日本国民一人一人、最も弱いところにおられる方々を救い上げるというのが福祉の精神であろうと私は思いますが、その趣旨で今日まで七十歳以上の老人はせめて無料にする、やがてはその年齢を引き下げるべきものではないかという一つの方向から、まさに逆行の方向に立ってしまつた。そうして、なすべき多くの行政の方向といふものが、医療行政というものが今日非常におくれているわけですが、そのおくれていることにUターンといえましようか、舞い戻つたところの有料化制度といふものは、よいにまた迷惑をかけていくことになるのではないだろうか。無料であればこそ、遠い道のりでもとにかくちよつと行つてくるかといつて出かけられた老人の患者さん、今度はそうはいかないよ、お金がかかるよといふことから、ちよつと大儀になる、その結果落さなくていい命を落としていくようなことにもなるだろう、こうわれわれは思うわけですね。そういう意味において、今度の法案、これは可決されたとはいいながら多くの問題のあることとだけだ、こう言つていいだろうと思ふのです。

それでも、とにかく今度四十歳以上の方々の健康について留意するのだ、一つのおみやげといえましようか、そういうものを待ちかけてこれを合理化しようとしているのだと私は思ふのです。が、この四十歳以上の方々に對する健康手帳にしても、これはすべての方々に差し上げるのですか。その点どうなつています。

○三浦政府委員 健康手帳につきましては、受診にいらした方々には全員に差し上げたいと考えております。

○関委員 そのほかいろいろいまの問題についてお尋ねしたいことがあるのですが、これはまた他日に譲ることにして、実はきょう特に、防

衛庁長官おいでになつておられますならば防衛庁長官にお尋ねしたいことがありますので、御質問したいと思ひます。——それでは、防衛庁の方にお伺ひいたします。

私も社会党の方から去る七月十五日申し入れた、青森県の六ヶ所村泊の地域における陸上自衛隊の射撃訓練、これについては地域における漁民が相当にこの問題について合意していない、また漁協の中における内部の紛争も大変なものがありまして、とてもとても射撃訓練なんかできるような状態にはない。出かけていっても、漁民がまた漁業を営むというところで射撃訓練はできないままになつておる。七月一日から本日の八月十日までの間に四十日たつておるが、この四十日の間にどれだけの日数射撃訓練が行われ、これに参加した射撃部隊と申しましようか、さらに発射した弾の数と申しましようか、その点についてひとつ御報告いただきたいと思います。

○友藤政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、七月の十五日に私どもの大臣室へ関先生初めお見えになりました、関係漁民の反対が強いので円満な話し合いをしてもらいたい、ついでには訓練も中止していただきたいということでお申し出があつたことは、私もよく承知をいたしております。大臣からはそのとき、円満解決については私も当然望んでおるところであるといふことは申し上げたかと思ひますが、私も隊務遂行上、練度の維持といふものは大変重要でございしますので、実施可能な限り訓練については実施をしてみたいというふうにお申し上げたかと思ひます。

訓練の実施の状況でございしますが、七月一日から八月十日まで四十一日間ございしますが、この間、射撃の準備でございしますとか、部隊の交代あるいは悪天候、視程の不良等のために、私どもの準備の都合上できなかった日と申しますか、準備に費やした日が十一日間ございします。それから、射撃を実行いたしました期間、まる一日ということとございませんで、一部の日もございしましたが、それ

は十九日間でございます。それから、漁船等が危険区域内に立ち入りしましたためにやむを得ず射撃を中止いたしました期日が十一日間ということでございます。訓練をできないで帰りました部隊は五個部隊ございまして、一部隊約百五十名の五個部隊というふうに聞いております。

射撃いたしました弾数でございますが、約六千発でございます。弾種は、三十五ミリのL90の高射機関砲あるいは七十五ミリの高射砲あるいは十二・七ミリの機関銃、こういったものの弾約六千発という状況でございます。

○閣委員 この四十日の間に実際に撃った日にちというのはわずかに十九日、五割にも達していません。

そこで、どうしてこんなことになっているのか、その最大の理由を何と考えておられるのかということ。防衛庁は、どこに原因があつてこんな状態に追われているのか、そこからどんな反省をしてどう立ち向かうかとしておられるのか、私はこの点をお聞きしたいと思います。

○友藤政府委員 私どもといたしましては、御案内のとおり、この六ヶ所の対空射撃場でございますが、従前はこの六ヶ所の尾駸という地区にございまして、御案内だと思ひますが、この場所がむつ小川原の総合開発計画の工業開発地区ということで指定をされましたために引き続き使用することがむずかしくなつたということで、地元の開発に御協力申し上げるということで、事業主体でございまして青森県の御負担と責任におきまして別の場所に移転していただくということで処理をいたしましたわけでございまして、青森県側で新しい射場の設定につきまして地元の関係の皆様と種々御調整をいただき、私どもも側面から御協力をいたしまして、現在の射撃を行っております泊地区に新しい射場を設定していただいたのが現在までの経緯でございます。

ただ、先生御指摘のように、この新しい射場の地先制限水域内に漁業権を持つておられます泊漁協組合におきまして承をとりました際のいろいろ

な決議等に若干いろいろ疑義が出されて、いろいろ紛議が出ておるわけでございますが、私もとしましては、やはり県の事業に積極的な協力していくという立場、あるいはいろいろ紛議は出ておりますけれども、一応公式には告示をされまして、御了承もいただいで、調整を終わつて県からお使いくださいということで使用について御了承をいただいでおります射撃場でございますので、射撃が実施できる状況でありますれば、私もとしましても任務遂行上非常に重要な訓練でございますので何と使用してまいりたいということとして私どもの方から紛議を引き起こしたというようなことは毛頭ございせん、できるだけ地元の円満なる御解決をいただいた上で使いたいということとは当然でございます。私も引き続きまして事業主体でございます青森県を通じて側面からも一生懸命努力いたしまして、円満なる解決に持っていければというふうに考えておるところでございます。

○閣委員 せっかくあなたの方の方も、円満な解決に持っていけるならば持っていきたい、こう考えておる。誠意をもって円満な解決を図るために踏み込まなければならぬと思うのです。県にお任せする、あるいは漁協がとにかく決めたんだから、なりふり構わずわれわれは発射する、こういうことでは漁民はますます不信感を持つて、もう射撃訓練なんかよしてくれ、他に転じてくれ、こう言つてますよ。

現在、この高射砲の低空域における射撃訓練はどこで行われておりますか。

○友藤政府委員 現在、こういう陸上自衛隊の対空射撃でございますけれども、当六ヶ所のほか、静内それから佐多の全部で三カ所でございます。

○閣委員 それらの地域ではどの程度の補償金を払つていますか。

○甲斐説明員 お答えいたします。静内につきましては約一億でございます。それから佐多につきましては六千万でございます。

○閣委員 もう一つ、尾駸でおやりになったときは幾ら払つておりましたか。

○甲斐説明員 お答えいたします。一億二千万でございます。

○閣委員 大変な話です。いまの答弁は本当でしようね。もう一遍確認しておきますけれども、間違ひはありますか。尾駸の場合一億二千万ですか。もう一遍確認します。

○甲斐説明員 お答えいたします。失礼いたしました。一億二千万と申しましたのは六ヶ所射撃場全体でございます。そのうちの泊の漁協につきましては四千二百万でございます。先ほど申し上げた数字の、ほかの静内あるいは佐多の対空射撃、これは全体でございます。

○閣委員 私の聞いてることとちつとも答えてくれてない。私は、射撃訓練場において被害を受けている、あるいはその補償分としてどれだけ払っているかということを知りたいんです。まあそういう議論はまた後にします、とても時間がありませんから。

そこで申し上げます。泊のところでは八千万です。ね。そうして尾駸のところでは四千二百万です。ね。この計算の基礎はどうしてやるのですか。

○西原説明員 お答え申し上げます。いわゆる八千万、これは六ヶ所射撃場水域におきます制限期間内の泊地先における過去の操業実績を、組合の漁獲統計資料等をもとにいたしまして、泊漁業協同組合にかかる損失を算定した目安の額でございます。なお、具体的な補償金額につきましては、訓練実施後、実際の水揚げ等を調査の上、具体的かつ適正に算定するということは当然のことでございます。

この目安の額につきましては、当該漁業協同組合幹部と十分な話し合いを行ひまして、その了解を得たところでございます。一部の組合員に不満があるという聞いておりますが、補償の実施に当たりましては、組合員の十分な了解が得られるよう努力をいたしてまいりたい、こういうふうに思つております。

○閣委員 水揚げの金額に照らし合わせと言つておられるのですが、水揚げの金額を幾らと踏みましたか。

○甲斐説明員 お答えいたします。水揚げの金額につきましては、県の方から資料をいただきまして一応計算いたしてございまして、その数字でございますが、地先の漁場もあればあるいはるか沖合の漁場とか、そういうものもございまして、そのうち、そういうところをその分をいろいろと仕分けしてやつておるということでございます。したがって、そういう資料等につきましては、ほとんど県の方からいただいたものでやつてございます。

○閣委員 ふまじめですね。防衛庁というのはこんなにずさんなですか、物の考え方が。六ヶ所村の尾駸というところは、魚がほとんどとれるようなところでもありません。とれないとは言いません。しかし、泊というところは大きな漁業の盛んなところなんです。ここには漁民が一千人近くおられます。一千人近くあつて、わずか八千万の補償でどうなるかと言つておるのです。しかも海面積が四五割占領されちゃう。そうして期間が五カ月にわたつて制限を受ける。年間の水揚げが約十二億あるところですよ。一カ月一億と見てもいいでしょう。それを八千万で片づけようというのですから、びっくり仰天なんです。八千万を千人で割つたら何ばになります。八万円でしよう。八百人で割つたら十万円。五カ月で割つたら一カ月二万円。昼もイカがとれるというところで、非常にみんなが逃がすわけにいかないと言つて出かける。たつた八千万で片づけるというのは、一体何たることだ。何で防衛庁はこんなわれわれの好漁場へ徹底してそうしてのしかかってくるんだ。とてもわからぬ。

しかも、むつ小川原開発において、この港湾を建築するに当たつて影響補償として出された金額は三十三億ですよ。むつ小川原の開発の場合においては三十三億、そうしていまこの射撃訓練に

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕
だからだれも出ていかない。わずか出ていった者は二十四名。あとは書面議決の三百二十二を使つ

るわけですから、私は、敢然として、これは防衛庁は自分の責任でやりたいというならば、それらの諸君に対する話し合いをすべきである。

あわせまして、水産庁長官おいでになっていると思いますから、こうした無法な議決をもって差し支えないとか、訓練よろしゅうございますんと言つて訓練が行われたりされたりするようじや、まことに情けないと思う。そういう意味において、水産庁はこの議決に対して、またこういう状態について何らかの指導をすべきじゃないだろうか。権限の有無じやなくて、そんなことを聞いた以上は黙つてはおれない、こういうことで指導をすべきじゃないかと思うのですが、この点に

その結果でございませうけれども、問題は、この六月十二日の総会の議決に当たりまして、組合長が議長に適法に選任されているかどうか、あるいは総会を継続させることについて総会の意思が明確になっているかどうか、こういった法的な問題があるように見受けられたわけでございますが、実はその内容といたしまして、このような法的な判断をする前にそのような行為が行われた事実関係、これが一体どのような状況になっていたかというところが最も重要であり、かつ同時に、それによつて法的な関係というものは左右されるというふうに判断をされるわけでございます。さようなことから私どもといたしましては、第一次的に当然都道府県知事の監督権のもとにあるわけでございますので、県に對しまして、この事実関係をより明確に究明して、その結果的確な判断を下すようにという指導をしている次第でございます。

○國委員　重ねて水産庁長官、あるいはまた自治省からもおいでになっているかと思いますが、来

そういうことで、議決と同時に差し支えないという文書を出しているのです。こういうことなんか私は軽率だと思ふのです。あり方からいけばもつと慎重にすべきものじゃないだろうか、こう思うのですが、この点について水産庁長官並びに自治省関係者にお答えいただきたいと思ひます。

○松浦政府委員 この件に関しましては、実は四月二十六日に内閣総理大臣から農林水産大臣にあつてまして御照会がございまして、また同時に青森県知事にも御照会があつたやうでございまして、これに基づきまして、私も四月三十日に水産庁の部長名をもちまして青森県の水産部長に照会をいたしておりまして、その後六月十五日に差し支えない旨の回答があつたというところでございまして、その間に約一カ月半の時間がございました。さようなことから私もとしては、十分に県としては検討をしたものというふうに考えております。六月十五日の日付でこれを飛行機で持つてまいりました。私もとしましては、慎重に審議をした

上でこれを持ってきたものと思ひまして、当日付をもちましてこの照会文書を受理した上で防衛庁あてに御回答申し上げたという次第でございます。

○金子説明員 御質問の件につきましては、事実関係を私ども十分把握できない点もございますけれども、青森県に電話で照会いたしましたところ、県といたしましては漁協總會におきます適正な議決が行われたということで防衛庁に対して同意をいたしましたという返事をいただいております。ただ、伺いますと、この總會の議決の効力をめぐりまして現在県に対して異議申し立てが出されているというところでございますが、いずれにいたしましても、このような問題につきましては地元で円満に解決される必要があるかというふうにも私どもも考えているところでございます。

○関委員 同じ行政機関の中でありますからお互いにはばねなければならぬところもあるだろうし、また余り批判がましいことも避けなければならぬという心情もあるだろうと思ひます。しかし、いま水産庁長官が言うように、きちんとしたきちんとされたものだと思ひているというこのことなんです。ところが事実はいま申し上げたようなことであったわけですから、ひとつ十二分に指導と監督と、それから前向きの方で事が運ばれるように努めていただきたい、私はこう思ひます。

それから防衛庁においては、算定の基礎です。話は戻りますが、防衛庁の方にも少し申し上げたい。算定の基礎は、言うなれば近年における水揚げ高を基礎にしてやっていると申すのだが、その水揚げ高を幾らとして勘定しました。この金額は何ばと聞いてやりました。これだけはひとつ言つて下さい。

○甲斐説明員 先ほど先生一応、八千万が大変金額的に三十三億と比較されて少ないというお話がございました。実は私どもでやっております補償と申しますのは、毎年毎年制限をいたしまして、そして制限をした結果損失が生ずるわけござ

います。その場合におきまして、水揚げそのもののじやなくてその所得の分でございます。所得の差が出てまいります。その所得の差の八〇%を一応補償金といたしております。これは毎年毎年お支払いいたします。三十三億というものにつきましては、これはたとえば漁業権を消滅いたします、そういったもので一回限りの要するに打ち切りの補償でございます。したがうまいして比較が多少違うのではなからうかと思ひます。

なお、おっしゃるとおり泊の漁場につきましては、私どもも、大変いい漁場であるし、今後いろいろとさらにそういう面の調査等も含めまして、金額や何かについて、八千万ということに余りこだわらずに検討してまいりたい、こう思つておりますのでひとつ何とぞ御了解願ひたいと思ひます。

○関委員 六ヶ所の村は、そういう防衛施設関係のものが来れば村の財政に寄与するからというので賛成してあります。しかし泊の漁民たちは、尾駸から北上するにしてもこんなに近くまで来るとは思つていなかったと言つています。しかも、この射撃場のすぐ前二百メートルの地域というのは非常に海が深くなっているところなんです。魚の巢なんです。ここは、この魚の巢のところにドカンドカンと撃たれるものだからたまったものじやない。ですから何としてもこれは移転してもらわなければならぬ、これがいまの漁民の要求です。補償の金額の八千万なんというのは、とてもとても不足でお話にならない。ただいまの答弁者は三十三億と比較して云々と言つけれども、三十三億だって根拠があつてやっていますよ。漁業権の消滅の面もあるけれども、この泊というところは営業補償の方が大部分なんです。漁業権の消滅というのは平沼の方なんです。尾駸の方なんです。泊の方は営業補償なんです。ですから消滅の方は百万多くもらいましたよ。その場合における算定の基礎というのは、余りにもでたらめじやないか、これは、かつて防衛庁長官がゆすり、たかり論をやつたときに、少しばかり過ぎた分が

あつたのじやないかと批判されておりました。このことについて今日訴訟が行われております。幾ら国の方に金があるからといつてむやみやたらに取り過ぎたじやないか、それがけしからぬといつて今日訴訟になっておりますよ。青森県民はきわめて正直で、取り過ぎたものがあるという見逃ささい、しかし、不当なことがあるとこれはやはり許さない、こういう心情が正しく働いているのです。

ですから、いまの場合、先ほど申し上げたように、漁民が使うところの面積において四五%締め出される。それが七月から十一月までのいい期間なんです。そして一カ月二カ月程度しか補償されないとあつたら怒るのあたりまえじやありませんか。どうしてこんなことが漁協の幹部においてよしとされたのか。それにはまたいろいろ事情がある。今後仕事を与えるとか、今後おまえの方をよくめんどろ見てやるとか、工事請負とか工事等にかかわる将来の所得において幾らかもうける者が出てくる、そういう者が幹部になつて、不足だけれどもがまんしようといつて調印した。案の定漁民から総スカン食つていけるわけです。そうしてしゃにむにやろうとしている。ですから私は、何としてもこういうようなことは、防衛庁の方はもつと漁民と話をして、村だとかボスだとか相手にしないで、仲立ちを頼まないで、直接交渉して意のあるところを引き出して対処したいと思ひます。

ただいまの答弁の中に、今後そういう問題について検討して当たりたい、こう言つています。何もゆすりたかりでこれらの方々がやっているのじやない。どこかの中間において適当にいかげんにされているものがあるからこんな結果が生まれたものだと思ひます。そういう点でひとつ速やかに、率直にこれらの反対漁民の諸君と話し合いをして対処すべきだと私は思ふのですが、こういう点で長官はどう考えますか。

○友藤政府委員 先ほど来お話をいろいろ伺つておつたわけでございますけれども、漁協の組織の中の問題も相当ございまして、なかなか私どもとしてもむずかしい立場であることは十分御理解いただけるのではないと思ひますが、初めに御答弁申し上げましたように、そもそもこの事業の発端が県の開発事業に御協力申し上げるということ、それではということ、青森県の方でその御負担と御責任でもつてこの場所を御選定いただき、いろいろな御調整をいただいております。経緯もこれまた無視をするわけにもまいりません。私どももいたしましては、先生のお話もございまして、誠心誠意この問題への努力はいたすつもりでございます。ただ、県当局のお立場、いままでの経緯もございまして、そのようなかでどういう工夫が今後できるか、関係者よく協議をいたしまして円満な解決に持つていけるように努力をいたしたいと思ひます。

なお、先ほど一番初めにちよつと御答弁いたしました数字の中で、数字が一方所ちよつと違つておりましたので、謹んで訂正させていただきます。訓練できないで帰った部隊の数を五と申し上げたかと思ひますが、ただいま調査いたしましたところ四というのが正確でございますので、謹んで御訂正いたします。

○関委員 とにかくわが国内における射撃訓練だけでも、合意のないままにと言え少し当てはまらないかもしれないが、不合理な、言うなれば常識を欠くような形で、議決があれば何でもその議決に従つて事を進めればいだらうということは考え直していただいて、そうして納得のいくような解決策、納得が得られない場合はやっぱり引き揚げるしかないと思ひます。それをしゃにむに進めばいいのだというところに私は誤りがあるのじやないだらうかと思ひます。それから、ぜひひとつ射撃訓練を中止をして、そうしてこれにまともなぶつかつて当たるのだという気構えで向かつていただきた。射撃はあたまにえにする、話とはにかく県のとおりに黙つて、こういうことじや解決にはならないだらう、こう思ひますので、そのことを強く私から要望しておきたいと思ひます。

もう一つ。七月二十六日に私はこの射撃訓練場を視察すべく参りました。ところが、あなたが来て見せるわけにはいかない、こういうことでお断りを受けました。防衛庁というのは、国会議員が施設を視察する場合に、これを断るよう言いつけているのですか。何でもそういうようなことになるのです。しかも、私どもの大事な青森県の地域における訓練の状態、訓練海域、訓練場、訓練の姿、そういうものを調査しなければ問題の解決にもならないと思ひまして出かけていった。あなたの方の味方になるつもりで出かけていっているのです。それなのに断られる。何でも国会議員が当該施設の視察を断られねばならないのです。だれの責任でそうなるのです。この点についてお答えください。

○友藤政府委員 ただいまのお話、結果としては大変遺憾な形で、お断りするという形で、私も大変残念に思つておるわけでございます。

いろいろ調査をいたしましたところ、七月の二十六日の日突然のお申し越しということで、実は前もってわかつておりましたれば充分の対応を当然指示をいたしておるはずでございますが、ちょうど射撃関係の責任者が不在でございまして大変失礼をいたしましたわけでございます。当日は、訓練は実施をいたしておたわけでございますが、訓練実施部隊は訓練の安全確保その他で訓練の実施上手が離れませんでした、通常こういう場合には射場の管理担当者の方で当然お相手をしなければいけないわけでございますが、たまたまほかの重要な用件がございまして不在であつたというのが実情であつたようでございます。そういうことでございまして、何とぞ御了承いただければと思ひます。当然、期日を御調整いただいて御視察いただくことは十分可能でございいたします。

○閣委員 私は、あなたの方の指導理念を言う。国会議員がその施設を視察に来たという場合に、事前の通知を受けてこれを認めることもあるでしょう。しかし、通りがかりに寄るといふことだつて

あるでしょう。いつ行つたつて差し支えないのじゃないですか。都合によつて見せられないというのはいかぬ。どんな都合があれば見せられないのです。私は言ひましたよ。きょうはどうした。管理隊長がいけない。管理隊長はどこへ行つた。八戸に会計検査院の監査に向ひております。それじゃ次の隊長はいないか。次の隊長も出かけております。それじゃその次の隊長に次ぐ者がいないか。私でございまして。それじゃあなた案内したらいいじゃないか。ところが、上司の命によつてお断りすることになりました、こう言うのです。社会党の国会議員だから断つたのですか。自民党の国会議員でも突然来れば断ることになつてゐるのですか。国会議員に差別をするのですか。それともしないのですか。こういう場合、たてまえとしてどうすることが正しいのです。何でも情けないことです。よくも思ひ切つて断るものですね。それが教育訓練科目の中にあるのですか。何と教へてゐるのです。答えてください。

○友藤政府委員 結果としてお見せできなかったのは大変遺憾であるということをお申し上げておるわけでございます。私ももとしましては、決して先生方と野党ということとを区別を申し上げてゐるというところは毛頭ございませぬし、国政調査というやうな観点からも、防衛施設につきましてはお申し越しがあれば日程等について御相談を申し上げておるわけでございます。ただ、何分にも部隊、非常に危険な実弾射撃をやつております最中でございまして、安全管理その他いろいろな面で手落ちがあつたりいたしますとかえつて失礼に当たる部分もあつたかといふことで、恐らく現地で氣をきかせてこのやうな取り扱いをいたしてしまつたのだらうと思ひますが、今後そういう点、手落ちがないやうに十分指導してまいりたいといふやうに考えております。

○閣委員 この日に私が行つたのは二時です。待つて下さい、待つて下さいで回答を待ちながら、次の人の回答、次の人の回答、みんなの回答を私は待ちました。一時間待ちました。三時に私は帰りました。ところが訓練もこの私の帰るときに終わつちやつたのですよ。七時までやる訓練でしよう、あなたの方、しけれどもないし、漁民が漁船で妨害してゐるのでもない。私が立ち寄つただけで、私が帰るときに終わつちやつた。これはどういふわけですか。

○友藤政府委員 先ほど来申し上げておりますやうに、現地の部隊の方で大変慎重に事を取り運んでしまつたといふことについては、私も大変遺憾であるといふやうにおおむね申し上げておるわけでございます。個々の隊員の対応につきましては、日ごろよく指導をいたしておるわけでございますが、足りなかつた点もあつたのではないかと、いふことで、今後十分指導していきたいといふやうに考えております。

○閣委員 国の金を使つて国民のために働くんだと言つていながら、国民の代表に対する仕打ちといふものはまことに非情です。今後ともこれは全隊員に、国会の代表が行つた場合にはそういう遇し方はよろしくないんだ、いつでも——秘密がないのですから、核兵器でも持つておるわけでもないのですから、核兵器でも持つておるわけでもないのですから、もっと明るくしてください。そういう指導を私はすべきだと思いますので、その点についてのお考えを一つ。

もう一つは、この間、青森県の陸奥湾で海上自衛隊が、言うなれば国民教育といふのですか、一般市民に自衛隊を開放するというのですか、体験訓練、訓練体験といふのですか、そういうやうなものをおこなつてゐるのです、千八百名の市民を十隻の船に分乗させて、そして陸奥湾の海を走つた。ところが号砲が暴発して三十二名の諸君にやけどを負わせた。この護衛隊は第三護衛隊と聞きます。三二護衛隊が三十二名を護衛しない、やけどさせた話です。二十七名の市民、五名の隊員。一番小さいのが赤ちゃん、一歳未満ですよ。一番の年寄りも七十歳。しかも男女それぞれあります。こういう体験訓練とかあるいは体験させるといふことは、何を目的にしているんです。どうしてこういう号砲の発砲に当たつて暴発が起つたんです。

です。海の方へ向けて、空の方へ向けて撃つべき号砲を、観覧者の方に向かつて撃つとは何事ですか。近ごろ自衛隊は、昇任試験に当たつても秘密が漏れて、試験問題が漏れるやうなほど腐つてゐるから撃つべき方角間違ふのもあたりまえだらうなと悪口言う人もありますよ。それほど弛緩してゐる。これは弛緩以外の何物でもない。何でもいふやうな号砲のことまで体験させなければならぬんです。過剰体験じゃありませんか。しかも子供たち、女、未成年、老人、何が何でも集まればいいといふことで一千八百名集めたのかもしれないけれども、そしてこの始末です。このことについて何が原因だと思つておられます。また、どんな反省をしております。

あわせて、明日から日米合同訓練がわが青森県の沖合においても、また秋田の沖合においても行われようとしております。昨年の例にかんがみて、漁民の網を切つたり大変な損害を与へて、その後始末だつて十分なかつたやうで終わつてはおりません。それなのにまたまたこの訓練が始まるという。この訓練は毎年おやりになるんですか。何の目的でやるのか知りませんが、それに對する安全の対策なんともいふものはきちんとしてゐますか。これについてもひとつお尋ね申し上げます。

○友藤政府委員 私の方から最初に御視察の件について申し上げまして、あと関係の責任者から体験搭乗、合同訓練について御答弁申し上げます。先ほどの射場の御視察の件につきましては、重々申し上げますとおり適切でなかつた点もあつたかと思ひます。私ももとしましては、一般論を申し上げれば、できるだけ日時等について御調整をいただいて、私も十分御説明あるいは御案内できる態勢でごらんをいただきたいといふのが私どもの希望でございまして。ただ、臨時にいらつちやつた場合に十分な対応がとれない部隊も、中に人手がおりませんでそういう事態になることもあるわけでございまして、そういう場合でも失礼がないやうに私どもとしては十分な指

導をしてまいりたいと思います。決して議員さんを差別をするとかあるいは臨時だからということ、ただそのことだけでお断り申し上げるということがないように十分今後指導してまいりたいというふうに考えております。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

○村田説明員 先生お尋ねの「おおい」の事故について御報告いたします。

防衛庁としましては、広報行事のように、今回の「おおい」の体験乗艦というような部外の方々の参加を得て実施するような行事については、特に安全管理に留意してやっておるわけでございますが、それにもかかわらず今般「おおい」のような事故が発生し、先生御指摘のように三十二名の方々が隊員を含めてございまして、負傷を負わしたということについては、まことに申しわけないと思っております。

今回の事故が発生いたしましたので、負傷された方々に対して早速海上自衛隊の大湊地方隊の責任ある立場の者をお見舞い等に差し向けるとともに、二度と再びかような事故を起こさないために、海上幕僚監部に監察官を長とする事故調査委員会を設置し、現在原因の究明に当たっておりますところでありました。

それで、先生御指摘のこういうような体験乗艦等の行事の目的でございますが、御承知のとおり防衛庁、自衛隊の現在の状況とかいろいろな防衛の施策というものを広く紹介しまして、国民の皆様は防衛問題や自衛隊に対する関心を深め、理解と認識を得ていただくということを目的としていろいろな広報活動を実施しておるわけでございますが、その護衛艦による展示訓練もその一つでございます。従来から実施しておるものでございますが、その内容等は、参加艦艇による編隊の航行、参加航空機による編隊飛行と海上自衛隊の日ごろの訓練の一端を展示して認識を深めていただく、こういうようなねらいで行っておるわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、「おおい」は先ほど申されました参加艦艇十隻と同様に展示

訓練を行っていったわけでございますが、その航行中に後部左舷の三十二番砲において空砲が暴発いたしました事故が起ったということで、艦長すぐ展示訓練を中止いたしましたし、負傷者の応急手当等を実施しつつ青森に帰港し、まず負傷者を病院に移し、治療に当たったものでございます。

負傷の程度でございますが、三十二名の方々が不幸中の幸いと申しますか、その日のうちに帰宅されるというふうな、不幸中の幸いに非常に軽かったというふうな報告を受けております。

現在、その事故の原因につきましては、先ほど申しました事故調査委員会が究明中でございまして、やはり操作に誤りがあったのではないかと、う方向にいま進んでおりますので、重ねて申し上げますが、まことに申しわけない事故であったと反省しておるわけでございます。

○今西説明員 日本海における日米共同訓練についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

まず、訓練の目的についてでございますが、これは海上自衛隊と米海軍との間で、対潜訓練を中心とする日米共同訓練を実施するものでござい

ます。安全対策はどうなっておるかということでございますが、これは私も、海上で行います自衛隊の訓練につきましても、漁民の皆様は御迷惑をかけることがないよう細心の注意を払ってやっております。具体的に申しますと、かなり早い段階から、訓練海域、その周辺海域、それからさらには日本海の全域にわたって、漁業の操業状況につきましても、綿密な調査を実施いたしております。その調査結果を日米双方の訓練参加部隊に周知徹底させております。米側参加部隊に対しては、この調査結果を十分に活用して安全対策に遺漏なきよう厳重に申し入れておるような次第でございます。それから、海上自衛隊の訓練参加部隊につきましても、漁業操業状況に詳しく情報把握収集、それから評価、分析、伝達、こういったことを専門に担当いたします専従部隊を

配置することといたしております。それから、レーダーとか見張りにより監視、このための要員をふやしております。また、漁船等の船舶を近くに発見したときはこれを回避し、距離を十分に隔離して訓練をするように指示しております。

それから、この種の訓練は毎年やるのかというお尋ねでございますが、海上自衛隊の訓練につきましては、日米共同訓練を含めましてなるべく数多くの機会に訓練を実施したいと考えておりますが、一年に一回やるとか毎年やるとか、そういった方針は確たるものがあるわけではございませんが、米側と調整が整い、それから漁業操業状況なども勘案いたしまして、可能な場合にはなるべく数多くの機会にこういった訓練を実施したいと考えております。

それから、はえ縄の後始末に関する御指摘がございましたが、この件につきましては、被害お申し立て額のまず八割につきましては、被害お申し出金を支払いまして、それからその後、先月でございまして、米海軍から回答があったと承知しております。これは被害総額の約六割相当額を提示されまして、漁民の方々はこれを受諾されたやに聞いております。それから、ソ連の方からはこれはナシのついででございますので、そういった意味におきまして、全面的に解決したかということになりますと、そうでもないかと思っておりますが、事態はそういうふうなまま順調に進んでおるといふうに理解いたしております。

○閣委員 時間でありましてから終わりますけれども、安全対策の部面でもたまたま漁民に迷惑をかけるというふうなことができた場合は、直ちに中止するようにはしてほしいと思うのですが、そういう構えでおられますかどうか。

○今西説明員 先ほど申し上げましたように、漁業の安全につきましては、事故が万が一にも発生しないように細心の注意を払ってやっておりますが、それでも、もし万が一発生した場合はどうなるのかということでございますが、そういった場合は、事故の発生の際の状況とか、仮に被害が生じたとして被害の規模とか、そういったことはいろいろあるかと思っております。それから、あらかじめ前もってどうこう、どういふふうにするんだということを一般的な形で申し上げることは困難でございます。

○閣委員 田澤農林水産大臣は青森に参りまして、また漁民に御迷惑をかけるようなことがあれば直ちに中止させる、こう言うております。これは個人の意見なのか内閣の意見なのか。あなたの考えの方からいけば、状態に対して対応すると言われない。しかし、一國の水産大臣が青森県に來ての話なんです。かりそめにも御迷惑をかけるようならば直ちに中止させる、こう言明している。その意向をやはり継いでいいじゃないか、その意向を受けてどうするのが筋じゃないだろうか。私は思うのだが、あれは個人の勝手な話ということになりますか。

○今西説明員 いまし方委員が御指摘になりました農林水産大臣の発言があったことは、報道によりまして承知いたしておりますが、そういうお申し入れが防衛庁に対してあったわけではございません。

○閣委員 終わります。

○石井委員長 市川雄一君。

○市川委員 厚生省の設置法に関連いたしまして、在宅の寝たきり老人の問題についてお伺いしたいと思っております。

現在、在宅の寝たきり老人の数は約三十万あるいは四十万とも言われておりますが、厚生省で把握しておられる数はどのくらいかあるいはまた、今後五年、十年という展望の中で、その寝たきり老人の出現率をどう見ていらっしゃるのか、これをまずお伺いしたいと思います。

○金田政府委員 お答え申し上げます。

昭和五十六年厚生行政基礎調査によりますと、在宅の寝たきり老人、これは半年以上上床につききりの方でございますが、六十五歳以上で三十二万四千八、六十五歳以上人口の二・九%でございます。

のです。

中央社会福祉審議会の五十六年十二月に出た答申によりますと、現行の家庭奉仕員について一人当たり平均七世帯強を受け持つっており、一世帯当たり一週間に六時間程度のサービスにすぎず、訪問回数、訪問時間数を拡充する必要があります、こういう提言があるわけですが、この家庭奉仕員の事業を拡充していくことについて具体的にどんなお考えをお持ちですか。

○金田政府委員 今年度予算におきましても、従来に比へましてある程度訪問回数、日数等を増加したわけですが、また、それぞれの家庭の需要に応じて弾力的に対応していく必要があると考へまして、予算上あるいは対策上そのような措置を今後とることにいたしております。

○市川委員 老人保健法案に基づいて、保健事業の実施に際しては保健婦等の技術系職員、事務職員も配置しなければならぬわけですが、恐らく五年かけても保健婦のその体制が整うかどうかというところですね。自治体ではかなり無理だという声もあるようですが、その辺実施に当たって、厚生省としてはどういうお考えですか。

○三浦政府委員 老人保健事業の実施に当たってのマンパワーの整備につきましては、五年間で保健婦は八千人の増員確保を考へておるわけですが、いまして、この八千人の確保につきましては、現在市町村と保健所一万五千人の保健婦がおるわけですが、このうち二千人を老人保健事業の方に振り向けようというところでございます。それからあとの三千人は新規に採用しよう、それからあとも三千人につきましては、退職保健婦の雇い上げで対処していこう、こういうことでございまして、問題は新規の保健婦の採用でございまして、年間大体二千名ぐらい卒業してまいりますが、そのうちの民間部分を除きますと、雇い上げや新規の採用が可能じゃないかということで、私も予算を組んでおるわけですが、この八千人の確保は、私も何としても達成しようというふうに考へておるわけでございます。

○市川委員 保健婦の役割りというか位置づけなんですが、保健婦はどういう資格、どういう役割りか、簡潔にお答えいただきたいと思うのです。

○三浦政府委員 この八千人の保健婦の中で、三千人は雇い上げということになりますので、賃金職員という事になりますか、あとは都道府県なり市町村の常勤の保健婦、こういうことになるわけでございます。

役割りにつきましては、保健婦の役割りは大変広うございまして、健康相談あるいは健康教育、この面でも大いに活躍していただかなければならぬわけですが、そのほか健診のときの立ち会いも必要でございます。

なお、この三千人の雇い上げの保健婦さんにつきましては、寝たきり者の訪問指導に振り向けたいと考へておるわけでございます。そのほか、あとリハビリの方にも、多方面にわたってこの保健婦さんの活動は期待されておるわけでございます。

○市川委員 寝たきり老人の世帯の訪問指導、この保健と医療を結びつけるという考へ方、同時に保健と福祉を結びつける考へ方、家庭奉仕員と保健婦さんが連携をとって、保健婦さんの働きが在宅老人の健康管理に非常に役に立つてくる、そういうことを恐らく期待されておると思うのですけれども、ただ、縦割りという中で実際どうですか、たとえば、保健婦さんが幾らか在宅の寝たきり老人の実態をつかんでも福祉事務所にはその情報が行かない、よしんば行っても福祉事務所は参考意見としてお伺いしておきましようという程度で終わってしまうのじゃないか。そういう点、これからせっかく新しい制度で保健婦をふやしてということですから、その辺がもっと福祉向上に結びついていくような形で役割りが果たせるような、そういう厚生省としての考へ方、姿勢、指導というものを望みたいと思うのですが、いかがですか。

○三浦政府委員 先生御指摘のとおりでございます。特に私ども保健婦の訪問指導につきましては、ホームヘルパーとの連携というのは大切な問題ではないかと考へますので、その点、市町村、都道府県を十分指導してまいりたいと考へます。

○市川委員 次に、空き缶の問題についてお伺いしたいと思ひます。

昨年二月の予算委員会の一般質問や分科会等で空き缶の問題を再三質問してまいりました。昨年一月、環境庁を中心に十一省庁による空き缶問題連絡協議会が発足し、空き缶対策について協議されてきたと思ひますが、まず協議会の経過と具体的な成果、結論というふうなものがあるのかないのか、あつたとしたらどういふ成果が上がつたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○杉本説明員 先生いまおっしゃいましたように、空き缶問題連絡協議会は五十六年一月末に設置をいたしました。現在までにちょうど十回開会をいたしました。いろいろな問題につきましては議論をいたしました。

その中で、散乱防止のためにはモラルの向上が重要であるということから、昨年四月十三日に「空き缶散乱防止等のための普及啓発活動の充実について」ということで各省庁申し合わせを行いました。夏を中心にPR、キャンペーンを強化いたしました。その後の状況は環境庁が昨年九月に実施いたしました空き缶散乱状況の追跡調査結果から見えますと、散乱状況は約四〇％の個所で改善が見られ、反面約一五％の個所で悪化をしております。そういう意味で評価は非常にむずかしいですが、若干それなりの成果は上がっているのではないと思ひます。

さらに、対策の前進を図るために、昨年十二月には環境庁から警察庁にお願ひいたしました。空き缶の投棄者に対する取り締まりの強化の方針を出していただいております。また現在では、各省庁におきまして、さきの連絡協議会の申し合わせをもとにいたしまして普及啓発活動を鋭意実施しているところでございます。

○市川委員 簡単に結論の出る問題ではないと思ひます。しかし自治体レベルでは、国の対応が煮え切らないので待ち切れない、こういういら立ちがあると思ひます。たとえば、もうすでに御承知かと思ひますが、京都市、兵庫県、新津市、名古屋、町田市、あるいは関東知事会で広域的な条例制定を検討中、こういう自治体が出てきているわけですが、京都、兵庫県、名古屋市でつくった条例や要綱について、環境庁としてはどういふことになるか。

○杉本説明員 先生いま御指摘ありましたように、各地方公共団体におきまして空き缶の散乱防止のための条例あるいは要綱等いろいろ工夫をしてつくつておられるところでございます。

各条例、要綱等につきまして私どもいろいろ聞かせていただいておりますが、全体的に申しますと、各公共団体におきまして、各地域のそれぞれの特色に対応して創意をこらして、各種の対策をその条例あるいは要綱に盛り込まれてつくつていらっしゃるわけでございます。活発にその対策を講じていらっしゃることに對しましては、環境庁といたしまして心から敬意を表しているところでございます。各条例のそれぞれのねらいが実際にその成果を発揮されますようにわれわれとしては期待もしておりますし、心から見守つていきたいと思ひているところでございます。

○市川委員 廃棄物の処理行政を担当する厚生省はどういうふうにならなっていますか。

○山村政府委員 厚生省としましては、廃棄物の適正な処理を確保するという観点から廃棄物の減量化でありますとか有効利用に関するいろいろな施策を推進しているところでございまして、地方で行われております事業者あるいは一般消費者の協力のもとに、飲料容器の散乱防止でありますとか再資源化の促進をねらいとされ、ひいては適正処理に資するというような自治体の条例案につきましては、まことに結構でございまして敬意を表するところでございまして、その成果を見守つておるといふところで、今後とも趣旨に賛同しつつ支援してまいりたいというふうに考へております。

○市川委員 それぞれ伺へば、敬意を表する、見

守っているとおっしゃるのですが、昨年十月、環境委員会で鯨岡環境庁長官は、各自自治体がいかなる条例をつくり始めたことについて、同じ国の中で同じことにいろいろな条例でもってばらばらにやっているとはいけません、ですからここにどうしても統一したものがあった方がいいと思います、ひとつ年内に——昨年の話ですよ。ひとつ年内には何らかの形をつくって、来年度の通常国会なんかには御審議願えるようにという趣旨の答弁をなさっているわけです。厚生省も、このモデル条例的なものを作成するに当たりまして何かしら素材的なものが必要ではないかということと、とりあえず廃棄物処理行政を担当する厚生省がたまたま準備して協議会の場にお出しする、こういうことを言っておられるわけですが、厚生省も環境庁もこのままばらばらにいいという御認識ですか。こういう問題はやはり広域的でないと余り効果が上がらないのではないかと気がするのです。そういう意味で、国が一定のリレーシッ

プをしっかりと発揮した形で、もちろん地域差というものは考慮に入れなければならないにしても、めんどうくさいから自治体に任せて逃げていくという感じではなくて、国がもっと本腰を入れてイニシアチブを握ってやっていくというお考えは、厚生省にも環境庁にもないのでしょうか、どうでしょう。

○森下國務大臣 この問題は各省に関連する問題でございますので、抽象的になるかも知れませんが、私がお答えしたいと思っております。

昨年、前長官でございました鯨岡環境庁長官が、空き缶問題を初めとする廃棄物の処理問題について非常に御熱心にやられました、協議会をつくって各省でそれぞれ具体案をつくろうということとかかなり成果は上げたし、また、個人個人に対する啓蒙啓発運動にもなったと思います。しかしながら、それだけでは実効が上がらぬこと、各省庁とも、特に厚生省といたしましても公衆衛生的な立場、環境衛生的な立場でこの問題には今後とも

真剣に取り組んでいくべきである、私どもも、昨年だけの問題とせずに今後とも積極的に取り組んでいきたい、このように思っておるわけでございます。

○市川委員 本日は関東知事会で出た条例の骨子について意見を聞いてみようと思っていたのですが、いまの御意見で大体わかりましたので、もうちょっと具体的に話を進めたいと思います。

この空き缶の問題が、実際は自治体においては、たとえば収集運搬に当たっても、空き缶ですから空気を運んでおけるようなもので、がさだけとって収集運搬のコストも非常にかかるし、焼却炉も傷む、こういういろいろな負担をかけているわけですね。

そこで、先ほど環境庁の方がおっしゃっていましたが、確かに改善されたところもあるかもしれませんが、悪いところは決まっているわけですね。神社、仏閣等の名所旧跡の周辺、広場、公園、ハイキング登山道、これはわりかし改善が上がった。しかし、逆に改善率の低い場所、大きな川の河原あるいは海岸湖沼の周辺、海水浴場。あるいは同じアンケートの中で、これは環境庁のまとめたアンケートですが、散乱場所に対する清掃効率で見ても、ワースト三は海水浴場、海岸湖沼の周辺、行楽地の休憩所、こんなふうになっているわけですね。そのほかいろいろなデータを見ましても、海岸と海水浴場が必ず悪い方に出てくる。これはいままで二回ぐらいこの内閣委員会に取り上げたことがあるのですが、海岸とか海水浴場というのは、ある意味では法律の上で非常に無責任になっているんじゃないですか。

ここでちょっと問題を整理しながら伺いたいと思いますが、たとえば私の地元三浦半島にいろいろな海岸があります。由比ヶ浜とか七里ヶ浜とか逗子あるいは三浦海岸、二十八の海岸がありますが、すべてこれは国有財産である。大蔵省に伺いますと、三浦半島の場合は漁港や港湾を除いては海岸の所管は建設省だ。建設省に聞きますと、海岸法の規定で保全管理を神奈川県に委託

しているんだ、こう言うわけですね。今度は神奈川県知事に確認しますと、保全管理は委託を受けているが、海岸の清掃までは委託されてない、こういう返事が戻ってくる。昨年の予算委員会の分科会で建設省にこの点を聞いたわけです。そうしたら丸山官房長という方が、要するに国有財産法の規定で知事に海岸の財産管理をお願いしている、その財産管理の中に空き缶の清掃まで入るのかどうか、本来であれば入らないと思います、こうはつきり答えているわけですね。これが建設省の見解なんです、この海岸の清掃責任という問題について厚生省はどういう見解をお持ちですか。

○山村政府委員 廃棄物処理法によりまして、一般的に訓示規定といたしまして、何人も海岸湖沼等の公共の場所を汚さないようにしなければならぬというのが一つございしますが、それぞれの場所の管理者がその清掃を保つように努めなければならぬというように、これも努力規定で決められております。

○市川委員 ですから、清掃法では管理者が清掃の責任を持つておるわけでしょう。

○山村政府委員 そのとおりでございます。

○市川委員 ところが、海岸法で言う保全管理者とは、清掃法で言う管理者と違うのじゃないですか、同じですか。

○山村政府委員 あるいは例外があるかもしれませんが、一般的には一致するものというふうに考えております。

○市川委員 それはちょっと、そんなことを言っているんですか。建設省では、保全管理には本来清掃は含まれていない、そういう見解ですよ。厚生省はそういう見解ですか。神奈川県知事に再三確認したところ、保全管理の中に清掃は入っていません、保全管理とは防潮とか高潮対策とかそういうことであって、海岸の空き缶の清掃まで神奈川県は委託された覚えはない。こういうふうにして、清掃責任をさ不明確なんです。たらい回しなのです。その辺がはつきりすればすべて解決するとは思っておりませんが、その辺もひとつ

決するとは思っておりませんが、その辺もひとつ頭に入れて今後しっかり対策を考えてもらいたい。保全管理の責任の中に清掃責任があるかないか。建設省では、ないと言っている、厚生省では、あるかもしれないと言っている、こういうことでは進まないと思うのです。こういうことももうちょっとはつきりさせてやっていくべきではないかと思いますが、その辺の見解について厚生大臣、どうでしょうか。

○森下國務大臣 海岸の管理とか河川の管理につきましては、いまおっしゃいましたように、たとえばバラス、砂を取るとか勝手に構造物をつくるとか、いわゆる形を変える、これに対する一つの管理であって、空き缶等については、私は建設省にはそこまではないように思っています。

(委員長退席、佐藤(信)委員長代理着席)
しかしながら、この清掃についてはどこかの省がはつきり責任を持つてやらなくては、お互いにはおかけ合いのようなことではないかというままだっててもきれいなならないし、それが非常に衛生上もよくないし、また美観も損なうというふうなことがございます。そういう意味で、厚生省は環境衛生、公衆衛生を持つておりますが、実はそこまではつきり義務づけられておりませんが、厚生省がすべて責任を持つておられますというところは言えませんが、私どもも非常に強い関心は持つております。そういうことで、今後の問題として、どこの省庁と、また地方にお願いする場合にどこからどういう形でお願ひするかということややはりはつきりすべき問題である、このように思っております。

○市川委員 だから、国有財産ですから管理者は普通大蔵省ですよ。大蔵省に聞くと、建設省にお任せしてあると言っています。建設省は、いわゆる海岸法によって保全管理は各県の知事に委託しておる。知事は、保全管理は委託されたけれども清掃の責任は委託されていない、こういう見解です。清掃法で言う管理者が責任を持たなければならぬ。ということは国ですよ。その辺のこと

をひとつ考えていただきたいと思う。

それから、デポジット制を導入するということをもうある程度決めないとうにもならないのじゃないか、こう思うのですが、厚生省や環境庁では、このデポジット制の導入ということについていかがですか。これが一つの今後のポイントになると思うのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○杉本説明員 デポジット制につきましては、十一省庁の連絡協議会におきましても検討されましたが、散乱防止及び資源化の促進にかなり効果があると予想され、検討に値するという意見がある一方では、わが国における末端小売店の実態から考えますと、流通効率化に逆行すること、消費者の負担が増大することなどから実現性に乏しく、余りにも問題が多いとの意見もありまして、両方の意見が出ております。したがって、これを直ちに実施することにつきましてはなかなかむずかしいと考えますが、しかしながらこの問題につきましては、先生も御存じのとおり関東地方知事会におきまして継続して検討するというふう聞いております。アメリカにも調査に行かれるというふう聞いておりますが、その検討の経過を環境庁といたしましても見守ってまいりたいと考えております。

○市川委員 次に、産業廃棄物の問題で、何点か伺いたいと思います。

最終処分場、これが各県とも恐らく同じ問題を抱えているのだと思うのですが、最終処分場がなかなか確保できない。用地が確保できない、あるいは用地が仮にあっても、いろいろな公害防止の枠がありますので当然公害防止をしなければならぬわけですが、それにはやはり相当の資金がかかる。

そういう問題を抱えておられるわけですが、たとえば神奈川県で見ますと、民間の最終処分場は、五十四年当時ですと全体でまだ三九%という残りの部分があったのですが、これが現在では、県下で二十七カ所ある最終処分場のほとんどが進捗率

が八〇%から九〇%という状況で、先行きに大きな不安を抱えておられるわけですね。こういう中でこの処分場確保という問題について厚生省がどういう考え方を持っていていらっしゃるのか、あくまでも民間だけでやっていけというところなのか、もちろんいろいろな助成措置は多少やっておりますが、これから公的関与ということももっと本腰を入れて考えていくということなのか、その辺のお考えはどうなんですか。

○山村政府委員 廃棄物の最終処分場の確保の問題は、御指摘のとおり用地の買収を含め非常にむずかしい課題でございます。産業廃棄物につきましては、御案内のとおり排出事業者の自己処理が大原則でございますが、たとえば中小企業等自力ではできないとか、地域によっていろいろむずかしい課題があるわけでございます。それに對しまして、地方公共団体が関与して処理をするいわゆる公共関係事業というものを現在指導いたしておるところでございます。現在全国的にも三十数カ所都道府県等による事業が行われておるところでございます。

関東地域につきましても、あるいは大都市圏につきましてもとりわけ用地確保がむずかしいという事情にあることから、昨年、広域臨海環境整備センター法を制定していただきまして、公共関係による広域的な対応をしていこうという対応をとったわけでございます。すでに近畿圏におきましてはその事業主体が發足をいたしておるところでございます。首都圏についても着々検討を進めておられるところでございます。

○市川委員 一つの最終処分場をつくる場合に、約十億円から十二億円前後かかる。大体三十五万立米。ここに細かいいろいろな金額が出ておられるのですが、この中で一つの例で言いますと、河川の改修に七千万かかっておる。あるいはほかのケースで見ますと、排水下水路に一億円かけた。また、地域の住民の賛成を得るために搬入道路に一億二千万もかけた。実際つくったとき幾らかかったか

といういろいろなデータを見ますと、こういう数字が出てくるわけですね。

確かに汚染者負担の原則ということもわかりますが、この河川改修などは終了後に市町村に寄贈する。こうした河川改修とか道路の建設について、もちろん汚染者負担の原則ですからそれはわかるのですが、何らかの公的助成措置というのか、そういうものは考えられませんか。

○山村政府委員 御指摘は、最終処分場の確保をめぐって、河川工事でありまして下水道あるいは搬入道路等附帯的な工事に非常に金がかかる、それに対しての助成をすべきではないかというところかと存じますが、原則は先生御指摘のとおりでございます。個々のケースごとにまた事情も違いますから、一つ一つ実態を把握して検討していく必要があるかと思いますが、一般的には河川、下水、道路等は公共的な事業として実施されておる部分が相当あるわけでございますので、そういう関連行政分野に調整、協力等お願いをして、あらかじめ土地が確保できた、それに関連しての関連公共事業の整備を並行して進めてもらうよう、地元公共団体等と調整するようできる限り指導してはどうかというふうな考え方をしております。

○市川委員 いま申し上げた、一つの最終処分場、三十五万立米程度のものをつくるのに十億から二十億かかる。その中に、たとえば河川の改修というの七千万、あるいは覆土工事、これが一億五千万かかっているわけですね。

〔佐藤（信）委員長代理退席、委員長着席〕埋め立て終了後跡地を造成して芝を植えたり、植林したり、あるいはまた公園にする場合もあるわけですが、こういう覆土工事に約一億五千万、これには税の優遇措置がない。しかも維持管理基準が義務づけられているわけですが、せめてこの跡地造成工事費用くらいは、最終処分場をつくる五カ年なら五カ年計画の中での引当準備金、費用として認めてもらえないのか、こういう意見もあるのですが、その辺についてのお考えはどうですか。

○山村政府委員 現在、こういった最終処分場等をつくるための財政措置をいたしまして、先生御指摘の税制上の特別措置を受けられるものもございいます。また、金融上の財政措置をいたしまして、公害防止事業団が低利長期の融資あるいは公団がみずからつくって譲渡していくというような方法もとられておるところでございます。

先生御指摘の跡地利用を引き当てにという考え方も一つの御提言であらうと思いますが、一般的に当然その跡地利用を考えながら埋め立て処分も行われているわけでございます。計画段階では恐らく一般的にはそういうことも検討されながら進められておるよう理解をいたしておるところでございます。

○市川委員 さらに細かい問題ですが、この産業廃棄物の処理業は産業分類ではサービス業に分類されているわけですね。サービス業ですと、中小企業は資本金一千万、従業員五十人以下、したがって、収集運搬をしながら最終処分場をも両方経営している、こういう場合ですね、処分場の建設運営に十億、二十億とかかるわけですから、資本金の面でも従業員の数でもサービス業における中小企業という枠をオーバーしてしまふ。オーバーしてしまふために中小企業を対象とした各種の融資制度が利用できない、こういう問題点が一つあるわけですね。

たとえば、土木建築工業業では中小企業の枠は資本金一億円、従業員三百人以下。資本金で約十倍、従業員の数で約六倍になっておられるわけですね。ところが、先ほど申し上げた収集運搬だけというのではなくて、収集運搬もあれば最終処分場も経営しているという場合は、実際やっていることはどういふことかというところ、御承知かと思いますが、ブルドーザーやパワースショベルなど土木建築業と同じ重機類を使った埋め立て工事あるいは土地の造成工事をやっておられるわけですね。ちなみに見ますと、産業処理業者の許可件数が、五十五年四月現在で、その中の八八・七%が収集運搬だけ、最終処分場のみをやっているのが〇・六%、収集運

搬と中間処理を含めて最終処分場もやっているという業者が合計で五%、このわずかに五%の業者がいれば土木建築業を兼ねて最終処分場をやっているわけですが、しかし、たったトラック一台で収集運搬をやっている業者もひくくると、サービスマンというところで十把一からで片づけられてしまふ。ですから、中小企業を対象にした各種の融資が受けられない、こういう問題があるわけだ。

最終処分場の確保ということが非常にむずかしい、特に人口が集中している都市部においてはむずかしいという状況を考えますと、こういう措置はやはりできるんじゃないですか、やった方がいいんじゃないですか、その辺どういうふうにお考えですか。

○山村政府委員 民間業者がそういう事業を実施する際にそういう問題のあることは承知をいたしておるところでございます。また、中小企業基本法に基づきまして御指摘のような制約がございまして、種々の財政、金融上の措置につきましてもこれによって制約を受けておるのが実態のようでございます。

問題は、中小企業の範囲の拡大という御提言でございますが、それには中小企業基本法を初めとして多くの法令を改正する必要があるという大きな問題がございまして、現状では非常にむずかしいというふうな理解をいたしております。

○市川委員 その多くの法令を改正するということは非常にむずかしい、しかし、サービスマンというところと問題があるんじゃないでしょうか。実際やっていることは土建屋さんと同じことをやっているわけですね。パワーショベルやブルドーザーで造成をやったり、掘ったり埋め立てたり、実際はね。しかも、それは産業廃棄物の許可件数の中ではわずか五%ですよ。その五%の人たちが一生懸命最終処分場の確保のために努力しているわけですね。それが形式的な、まあ言ってみればサービスマンという分類のためにいろんな助成措置が受けられない。やっている内容は土建業者と全く変わらないこともやっているわけですが、現

実は。単なるサービスマンではない。その辺は、厚生省が最終処分場という問題の困難性を考えた場合には、もっと積極的でないじゃないですか、そういう人たちを守るために。その辺はどうですか。

○山村政府委員 御趣旨十分理解できますので、よく勉強させていただきたいと思いますが、非常にむずかしい。過去にちよつと研究したこともございまして、非常にむずかしい状況にあることだけは御理解いただきたいと思ひます。

○市川委員 公害防止事業団の問題なんですが、最終処分場等の融資問題を聞きますと、厚生省では産業関係の資金は公害防止事業団で、こう逃げてしまふわけですが、じゃ公害防止事業団の中で産業問題に、そういう政策的な問題を含めていま現場の人たちがどんなことで困っているのか、いま私が指摘したようなことを含めて、そういう現場で困っている問題を解決してあげるといふ、そういう政策的な中核機関というのか、そういう役割りを本来果たしていんじゃないかと思うし、産業廃棄物処理問題懇談会の答申でも、何となくですか、そういう役割りを言っているわけですから、その辺、前回伺ったときは検討中という御答弁でしたが、どうですか、何か検討結果が出ましたかどうか。

○山村政府委員 御指摘のように、現場で困っている問題を行政が片づけていくということは非常に大事なことで、どうも思うわけではございますが、先ほど中小企業の定義の問題で申し上げましたとおり、過去いろいろ接触した段階でもそのネックのために進展していかなかったというようなことでございまして、今後ともよく勉強してまいりたいと考えております。

○市川委員 産業廃棄物の処理は非常にむずかしい問題ですよ。だからその中で、関連の法律が五十ぐらいある中で一生懸命その法律をクリアしながら、しかも場所を探して、河川の改修だ、下水、排水路だ、住民の要求だという中で公害防止をしなからやっていると。ところが、いろいろなところからそういう問題に突き当たっている

わけですよ。厚生省は、もうちよつとこの辺は痛みを感じていいんじゃないですか。しかも、やっといういいことはもっと早くやってあげないといけないんじゃないかと思うので、その辺強く御要望申し上げたいと思うのです。

次に、これもやはり現場で問題になっておることで、ペントナイト汚泥の処理について伺いたいのです。

ペントナイトに限らず汚泥の場合、天日乾燥施設については日量百立米を超えるものについては厳しい基準がある。しかし、日量百立米を超えない天日乾燥施設については基準がない。そのために、ほとんどがペントナイトの汚泥をコストに入れないわけですよ。ですから元請業者でもコストに入らない。産業廃棄者はどうするかという、日量百立米以下のところをつくって、そこへペントナイト汚泥をぶち込んでしまふ、コンクリートなんかをまぜてどこかの埋立地なり造成地に持っていくってしまふ、こういうことをやっているわけですが、日量百立米を超えないものについて厚生省は野放しにしていく方針ですか、現状をいいとお考えですか。

○山村政府委員 処分基準は基本的には適正な処理をし環境に影響を及ぼさないという観点から決められておまして、それを便宜百立米以上に適用しているわけでありまして、それ以下につきましても当然それに準じて指導していくことになると考えております。

○市川委員 百立米以上の汚泥を乾燥させるとなると、実際は最低で五千坪必要だ。そんな施設を持ったものは現実には関東一都三県には一つもない。ということは、百立米を超えないものについては何も規定がないから、百立米を超えないというところでどんどんみんな処理してしまうわけですよ。ですからこの辺の問題を本気で考えましょ、ペントナイト汚泥はこの法律の抜け穴でみんな処理されてしまふのではないか。その辺の御認識は全くないのですか、どうですか。

○山村政府委員 ちよつと訂正させていただきまして、現在の基準は脱水、乾燥、焼却について決

られておまして、脱水、乾燥につきましてはそれぞれ一日十立米以上のものが適用を受ける、焼却につきましては五立米以上のものが適用を受けるということ、かなり小規模まで規制を受けておる。(市川委員「天日乾燥ですよ」と呼ぶ)失礼しました。天日は百でございます。

○市川委員 天日は百なんです。百という五千万坪必要なんです。一都三県、そんなのないというのですよ、実際。そうすると、百以下でやっというわけですよ。そういうことかという、汚泥を、穴を掘って入れる、コンクリートなんかを入れてどこかの造成地に持っていくってしまふ。自然造成工事だといいかげんになるわけですよ、がけ崩れの原因にもなるし。

じゃ、百立米で区切った、決めた基準は何かあるのですか。いま現場では抜け穴になっているわけですよ。そのために、産業廃棄業者が厚生省の言う正しい処理をしたいのだけれども、コストの計算に入らない。たとえば金額で申し上げると、十トン車で一台分のペントナイト汚泥をまともに脱水処理施設に持っていくれば、運搬費は一万五千元、処理費が三万円、計四万五千元かかる。天日乾燥施設なら運搬費が一万五千元、処理費は十分の一の三千円、計一万八千円、こうなってしまう。だれだって一万八千円の方を使いますよ、しかももうるさい基準がないのだから。こういう抜け穴があつて、どうしてもペントナイトの汚泥が七、八割は実際正しく処理されてない。その法律の抜け穴が完全に盲点として利用されている。だから産業廃棄業者としては、正しく処理したいのだけれども、そういう抜け穴があるために一万八千円の方でやればいいじゃないか、あるいはやられてしまふ。厚生省としては産業廃棄物というものを厳しくやりながら、一方ではそういう抜け道をつくっているわけですよ。この抜け穴をふさがないと出ず方にコスト感覚が出てこない、そういう問題を言っているわけですよ。御認識ありませんか、どうですか。

○山村政府委員 少し説明が足りませんで失礼を

いたしておりますが、天日乾燥百立米と申し上げましたのは、届け出を要するものが百立米でございまして、たとえば下にしみ込んで地下水を汚染することがないようとか、環境汚染上のいわゆる処分の基準についてはすべて適用されますし、それに違反する際には当然罰則等の措置を受けるわけでございますので、法制上の問題はないのではないかとというふうに考えるところでございます。

しかしながら、汚泥に限らず産業廃棄物の不法投棄と申しますか不法処分の問題は、あらゆる公害事犯の中で八〇％近い比率を占めておりまして、非常に問題であると認識いたしております。先生御指摘のコストに入れないから安く処分をするといった経済的な理由も、その不法投棄等の処分の理由になっておるようでございます。したがって、監視体制を強化するとか業者を十分指導するとかいうふうな基本的なところから指導していく必要があると考えておるところでございます。

また、コストが安いためにそういうことが起きるとすれば、処理を委託する際に排出者の委託料の中にそういった最終的な処分のコストも含めるように指導していくことが今後必要であらうというように考えております。

○市川委員 質問通告を丁寧にならなかつたことがいけなかつたのかもしれないが、なかなか議論がうまくかみ合わないの困っているのです。最後に一点お伺いします。

昨年、五十六年三月、厚生省で「産業廃棄物処理業の許可事務遂行上の留意事項について」という通達を出しましたね。その通達の中に、建設工事を請け負った者は産業廃棄物の排出事業者に該当する、こういうふうに言っているわけですね。あるいは「建設廃棄物の処理の手引き」を拝見しましたが、元請業者というものに産業廃棄物の処理の責任があるのだと言っておるわけです。ここまではっきりおっしゃっているのですから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則にある事業者の帳簿記載義務を課したらどうかとい

うふうに思うのですが、この辺はどうですか。

○山村府委員 排出者が自分の処分した量でありますとか処分の方法等について帳簿を整備すべきことは当然であるという認識から、あえて手引き等には書いていないところでございます。

○市川委員 当然であるということは、施行規則では事業者には帳簿記載義務を課しているわけでしょう。いわゆる元請ですよ、元請業者。たとえ建設工事の発注を受けた人間が廃棄物の処理及び清掃に関する法律で言う事業者に当たるのだ、こういう認識ですか。

○山村政府委員 建設工事の元請が排出事業者になります。

○市川委員 いや、排出事業者という表現はたしか出てこないはずなんです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、たしか「事業者」という表現なんです。この通達で言う産業廃棄物の「排出事業者」と、この法律で言う「事業者」というのは一致しているのですか、どうですか。

○山村政府委員 同じでございます。

○市川委員 一致しているなら、それでは当然施

○山村政府委員　そのとおりでございます。

○市川委員　しかし、現場では何かそうなっていないみたいですね。ですから、この施行規則で言う帳簿記載義務がきちんとあるのだということをはっきりさせた方がいいのじやないかという意見が強いのですが、その点は御要望申し上げておきましょう。

こういう産業廃棄物について、最後に厚生大臣。いわゆるフェニックス計画とか、厚生省がかつて考えた計画もあるやに伺っておりますが、なかなかうまくいかない。最終処分場の確保という問題は、東京とか神奈川県では非常に困難を来しておる。しかも、やっている業者は非常に中小企業が多い。しかも、これはさつき申し上げたような一つの例を、限られた時間の中で何点か問いたただいただけにすぎないのですけれども、まだまだた

くさんあるわけです。ですから、そういう意味で、産業廃棄物の処理という問題あるいは最終処分場の確保という問題、そういう現場で困っている問題の解決にもっと厚生省が前向きに何か政策的な対応というものをしっかりしてやってもらいたいという気持ちを持っているのですが、その辺のことを締めくくりに大臣に伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○森下国務大臣 産業廃棄物とか建設廃棄物の問題は、高度に経済が成長して、また消費経済が非常に高度に進んできたその副作用と申しますか、そういう処理のために大変苦労しておる。しかも、この問題は厚生省だけでは解決できない。物をつくる通産省にも関係しておりまして、ちょうど私が通産政務次官のときにそういう問題がかなり出ました。同じ産業廃棄物の中でも、ただ燃焼してしまえば終わるものもございまして、また中には毒物がございます。かなり高度な処理をしなれば処理ができないというような問題もあったわ

けであります。また中には、屎尿処理と同じように海洋投棄ができるかできないかというような問題も実はあったわけがあります。それから建築廃棄物等の中では、夜中に山の中に持っていくって捨ててきた中で、地元で大きな問題になったという、非常に社会問題にもなったようなこともございまして、この問題につきましてももちろん厚生省といたしましては全力を挙げて取り組まなければいけないわけでございますけれども、いろいろな問題が絡んでおりまして、やはり各省庁との連絡調整、その主管たるべきもの、中心たるべきものが

からも厚生省といたしましても全力を挙げて取り組んでいく必要がある。いろいろ予算の問題とか、また横並び、各省との連絡調整の問題もございすけれども、全力を挙げて取り組んでいきたい、このように思う次第でございます。

○中委委員 中谷進実君。

○中路委員 最初に、厚生省設置法の一部を改正する法案について、私たちの党の見解、態度を一

言明らかにしておきたいと思います。

本日、衆議院の本会議で成立しました老人保健

法が、患者一部負担の導入によりこれまでの無料化を廃止する制度的改悪であること、また、患者負担の差額ベッドや付添料などの保険外負担が解消されていない現状では新たな重い負担となつて、月額二万円の老齢福祉年金しか受け取れないお年寄りや低所得者にとって過重な負担であつて、所得の低い人ほど医療機関にかかれなくするということは明らかであります。所得の民主的再配分を内容としなければならない社会福祉のあり

方から言っても容認できるものではないと思います。この改正案が老人医療を有料化する保健法と一体のもので、これを行政機構的に裏づけて推進するものでありますから、本法案に反対の態度を私たちは明らかにしておきたいと思うのです。

これと関連して二、三御質問をしておきます。いろいろ資料をいただきましたが、限られた時間ですので説明資料を抜きにしてお尋ねします。

老人保健法について再修正が行われたわけですが、五十七年度満年度ベースで現行制度での七十歳以上の老人医療費患者負担の額を見ますと、現

行で三百四十億、新制度になりますと合計して四百六十億と、昨日いただきました一部負担金関係資料ですとなつてゐるわけですが、現行制度で原則無料である患者負担が三百四十億あるというのは、この資料にあります所得制限者、高額所得者、約五十二万と言われております所得制限者があつる、このことがその理由になつてゐると思ひますが、間違ひありませんか。

○吉原政府委員　そういうことでございます。

申しますのは、健康保険等の自己負担分をいわば低所得者に対する福祉制度として公費で見ている

ている二十五条の第二項に示されている国の責務からいっても後退したと言わざるを得ないと考え

で、入所児童数というものは減少する、かように考えておりますが、それに加えてまして養護学校の

とおり、養護教育の義務化という問題がござい
ますので、精神薄弱の通園施設につきましては、学

年齢の児童がその過半を占めている、こういう状況でございます。

大人の精神薄弱者の通園をどうするかという問題でございますけれども、精神薄弱児通園施設を成人の精神薄弱者施設に転換する、こういう場合には、設備、構造等につきまして整備を必要とする場合には国庫補助の対象にいたしているわけでございます。いま申し上げましたようなことから、通園施設につきましても、成人向けに転換ができるものではない限り転換するように指導してまいりたい、私どもはかように考えているわけでございます。

○中略委員 いずれにしても、現実に五十一名というのが存在するわけですから、この人たちについては何らかの補助が必要ではないかということをお私ども一度要請しておきたいと思うのです。

もう一問。精神薄弱児の通所施設は、十八歳以後は出なければならぬ。こうした、比較的早くても身辺自立できるが、雇用されることが困難な場合、これは、調べてみますと、法外の小規模な作業所や法内の通所授産施設を利用することになっているわけですが、たとえば私の地元の川崎では、精神薄弱者の更生施設がないために、中、軽度の精神薄弱者の施設ということで、昨年十月ですか、川崎授産学園という更生施設がオープンしました。しかし、父兄の間では、さらに重度障害者のための成人更生施設ということで要望も強く、市民の共感も得て、十万を超える署名、要請も集められて、市でも五十七年度に五百万の調査費をつけて、五十八年度には建設を予定しています。

ところが、オープンした川崎授産学園の入所希望者は重度者が多数を占めているのです。しかも、深刻な事態にあつて緊急な対応を要することから、重度の棟の建設については国と幾らかいきさつもあったように聞いておりますけれども、いずれにしても、五十八年度の建設を待たないで重度者を入所させる措置がとられたわけです。このために、事実上重度の精神薄弱者の更生施設として運営せざるを得ない事態になっています。

定員五十人に対して、国の現行の基準で見ますと、三十人で重度の指定ができると言われておりますけれども、施設長を含めて職員二十八名のうち指導職員十八名で、うち五名が市の単独の負担で確保しているわけですね。これがなければ、現在の要則三交代と言われるローテーションはどういう組めないわけですか。この重度者については、重度の棟でなく一般棟においても、重度者の人数に応じて重度加算を行う必要があると思いますが、一般棟でもベッド指定を行って重度加算を行うということについて、国の方のお考えをお聞きしたいと思います。

○幸田政府委員 一般論で申し上げまして、精神薄弱者更生施設におきまして重度棟の整備が行われていない場合でございます。重度棟の対象となるような重度の精神薄弱者につきましては、重度棟と同じように一般棟に収容いたしました場合にも運営費の補助の対象にいたす、かような仕組みを現在とっておるわけでございます。

○中略委員 それですと、こういう点については県や厚生省と協議をすればそうした措置が個別的にもやれる、相談に十分応じてやっていくというお答えですか。もう一度この点は確かめておきたいと思ひます。

○幸田政府委員 ただいま御指摘のとおりでございます。県なり市と協議をいたしまして指定を行つ、かようなことになっておるわけでございます。

○中略委員 あと若干の時間、関連で同僚の構委員にお願ひしたいと思います。

○石井委員 最近、差額ベッドの問題で、保険外の患者負担がふえる傾向にあるということで、いろいろこれが社会問題になっておりますが、歯科医療の場合にも、補綴などで保険外の治療費が高過ぎるという声がよく耳に入つてまいります。日本消費者連盟の調査でも、虫歯十一本の処置に保険がきかないで三十三万円かかったとか、あるいは

他の歯も悪いからと言つて総入れ歯にしたわけですが、三百八十万円請求をされたとか、こういった極端な例もあります。

歯科医療における保険制度の充実というのがこの点で非常に望まれているわけでありまして、この点で、開業医の歯医者さんたちもちゃんと採算がとれるような方向での充実が必要ではないかと申すわけでありまして、恐らく厚生省としても、保険点数の見直し作業その他、いろいろこの問題では御苦労願つていらっしゃるのじやないかと思ふのですが、厚生省としては、この歯科の医療保険の問題でどういう現状認識をお持ちなのか、それからどういふ対応策をお考えなのか、まずこの点をお伺ひいたします。

○大和田政府委員 お答えを申し上げます。まず、歯科の差額問題、つまり保険外負担問題でございますが、これは数年前、この保険外負担問題でいろいろ議論されたことがございます。したがって、私どももいたしましては、日本歯科医師会と話し合ひをいたしまして、保険外負担の解消につきまして逐次それを行つていきたいということでも合意をいたしました。それは中医協にも報告をいたしまして、逐次保険外負担の解消ということをやつてまいつたわけでございます。

昨年の六月の医療費改定におきましても、たとえば歯の啓顎、口蓋裂といったようなものにつきましても、これを保険に導入いたしました。保険外負担の解消を一步進めてきておるわけでございますが、なおまだ保険外で残つておるものにつきましても、できるだけ保険の中に入れるということとで努力をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○構委員 この問題では現状いろいろ言われておりますので、改善、向上という点で前向きな御努力をこの際特にお願ひしておきます。

それから、一般的に申しまして、医療では予防、早期発見、早期治療、これが肝心だと言われておりますが、そのために医療保険制度の充実ということが望まれるわけでありまして、他方、臨

調答申のように医療費抑制制ということで国庫補助を削減したりあるいは患者負担の増加を求め、言うなれば逆行現象も出ているわけでありまして、そういう点で、国民の中には心配もあるわけでありまして、厚生大臣にこの点をお伺ひいたしますが、大臣は国民の健康に責任を持つ、こういう立場におられますが、当然そういう立場から医療保険制度については充実を願つておられるだろうと思ふのであります。この点、所見はいかがでございますでしょうか。

○森下国務大臣 厚生省は、暮らしと健康を守つていこう、またこれが厚生省の大きな目的でございます。そして、その中で、やはり健康に長寿を保つ、長生きをするということが人間生活として大事なことでございます。臨調でも、活力ある福祉社会をつくる、と具体的ないろいろ書いてあるわけでございますが、現在の医療制度はいわゆる出来高払い制度で、患者はどの医者にかかってもよろしい、また、医者はどういふ治療をしても自分の良識に従つてやつてよろしい、それが点数になつて請求される。私は、どの国よりもすぐれた制度であつて、それが平均寿命を延ばしてきたんだ、このように思つております。ただ、新聞紙上をときどきにぎわしてありますように、もうほんの一部の方が乱診乱療、不正請求等で問題になっておりますけれども、私はいまの制度は悪くないという考えに立つております。

しかし、これから高齢化社会、高齢化時代に備へまして、今回老人保健法を提出させていただいておるわけであります。大体いま七十歳以上の方が国民の六％である。これがだんだん二十年後、三十年後、四十年後となつてまいりますと、一〇％から二〇％近くまで上つていく、こういうことまで実は考えて、いわゆる中長期的な展望の上に立つて、四十歳からの予防、保健、それから医療、リハビリという一貫した体制をつくつていこうということでございます。そういうことで、そのことによって総医療費の抑制が図られるというのが今回の老人保健法の目的でございます。

の医療費の問題につきましては、積極的にはまず病気をしないように保健、診断等を通じてやっていこう。ただ今日の問題としては、やはりかなりの上昇率がございますので、この医療費の適正化対策のために積極的に取り組んでおりまして、高額な医療費につきましては十分補助をする一方、軽微な医療については受益者負担を求めるといような指摘があるわけでございますけれども、今後の医療保険制度のあり方に関しまして、保険の給付と患者負担はいかにあるべきかという制度の根幹にかかわる問題もございまして、そういう点も慎重に検討をしていきたい、このように思っております。

○榊委員 大変長い御答弁をいただきましたけれども、老人保健法のことにつきましては、有料化という点ではやはり大変強い不満、反対もあるわけでありまして、この点では見解を異にいたしました。しかし、今日の医療保険制度についてはいい制度だという御認識をお持ちのようでございますので、その点についてはそのいところを伸ばしていくという方向で努力を願いたい、こう思うわけであります。

それとの関連ですが、一部には歯科の問題で補綴部門を保険制度から外せという動きもあるように聞きますが、厚生省としては、この歯科診療の一部を保険制度から外す、こういう点ではいかがなお考えでございましょうか。

○大和田政府委員 先ほど御答弁をいたしましたように、保険外負担というものはやはりできるだけ解消していかなければならぬ、そういう方向で私どもは努力をしていかなければならぬ、このように思っております。

ただいまのように必要な医療、歯科医療の補綴につきましてはそれに属するわけでございますけれども、そういった必要なものにつきまして逆に保険外にするということにつきましては、私どもといたしましては、私どもの考え方に逆行する考え方である、したがって、それは保険外のもの

保険内に入れる努力はいたしますけれども、保険内のもを保険外に持つていくというようなことを考えてはいないわけでございます。

○榊委員 ひとつ必要な保険内のもの、これを堅持するというところでお願いいたします。

昨年厚生省の保険局の方でいわゆるポリサルホンの義歯床が保険導入されました。この問題は国会でも多くの議論があったと承知しておりますが、いまなお納得がいけない点が幾つあります。むしろ幾つもあると言った方がいかもしれません。その一つは、わが国の唯一の専門機関である日本補綴歯科学会が、このポリサルホンというのは金属床にかかわることは断定できないという見解をとっておられるわけであります。ところが厚生省は、これに耳をかさないで、ポリサルホンというのは金属床にかわり得るとい見解のようでございます。

お尋ねいたしますが、ポリサルホンについては臨床データがあるのでしょうか。

○大和田政府委員 このポリサルホンにつきましては、先生先ほどおっしゃいましたように、金属床にかわり得るものということでポリサルホンの採用を昨年の六月に行つたわけでございます。それは、金属床につきましては従来から保険外負担である、これを保険内に導入すべきであるという意見が非常に強うございまして、何とかこれを保険内に入れたいと思つておつたわけでございますが、どうも金属床につきましては価格が高いというところで保険内導入がなかなか実現しなかった。

ところがポリサルホンにつきましては、たとえば薬事法に基づいて製造承認される際の申請書についておきます添付書類であるとか、あるいは日本歯科技工学会会員のポリサルホン樹脂についての物性試験データといったようなものを見ました場合に、このポリサルホンが最も金属床に近いものである、こういう判断が行われたわけでございまして、それでこれではできるだけ早く金属床にかわるものとして保険内に導入しなければならぬというところで導入いたしましたわけでございます。

先生の御質問でございましてこの臨床データでございませうけれども、これはこのポリサルホン義歯を使用しておる医療機関に依頼した臨床応用例というものの報告書が添付されておまして、それを見ますと、ほとんどのポリサルホン義歯というものは歯科補綴物として適当であるというように報告をされておるわけであります、私どももいたしましては、先ほど申しました薬事法に基づく製造承認申請の際の添付資料あるいは日本歯科技工学会会員の物性試験データ等につけ加えまして、この臨床データを参考にいたしましたわけでございます。

○榊委員 いま応用例の話が出ましたけれども、少なくとも私たちが承知しておるところでは、許可に関する検査、これは申請者の自家試験によつて判断されたというふうに承知しております。それで一時、去年でしたか新聞でちよつと騒がれたことがありますが、臨床試験が実はアンケート調査だということも問題になりました。しかしいざいざにしても、そういう状態のもので意見も真つ二つに分かれておる。学会の意見もある。そういう中でポリサルホン義歯床が医療材料として承認された。そして従来の義歯床の倍の点数で保険導入されている。義歯床というのはここです。私は友人ではありませんが、この金属のかかりにポリサルホンを使う。点数が従来の倍なんです。これはどこから見ても異常なんです。

しかも、医師の証言をいろいろ聞きますと、ポリサルホンについては、樹脂なのでよくひずんでもとに戻る性質があるのだ、これが歯科の材料としては一番こわいのだと言つたわけですね。つまり、たわむ。したがって、義歯床の材料としてはまことにこわい性質だ、こういう声さえるわけでありまして、しっかりと物理的、化学的安全性の保障、検証がやはり必要だろうと思うのです。学会の一部あるいはお医者さんの中から、検証がなされるまでしばらく使用を凍結したらどうか、こういう提案もあるわけでありまして、

ここまで来ますと一種の医療行政のトラブルということにもなるわけであります。私はこの点では、これまでのいきさつがありますので、担当部局というよりもむしろ大臣の大局的な見解を伺いたいと思つたのです。

たとえばソフトコンタクトレンズの承認の際は、成分の違いがあるのでそれぞれ臨床試験に関する資料提出が義務づけられた。そして薬事審議会にもかけられることになっておる。これは薬務局から通達が出ております。ポリサルホン義歯床も、たとえば改めて薬事審議会にかけるとか、そういう再検討の余裕を持つ必要があるのじやないか、せつち、無理押しはよろしくないと思つたのです。このあたりについてはいかがな所見をお持ちでございましょうか。

○大和田政府委員 先生のおっしゃいました件につきましては、もう少しコメントさせていただきますと思うのでございます。

まず、この適応症といいますが、これでございますけれども、このポリサルホン義歯床につきましては、堅牢さ、それから薄さといったものについては、先ほど申し上げましたようなデータも明瞭にこれが立証されておるといふように考へる。ただ、口内状態が非常に変わるといふようなものにつきましては、これは非常に丈夫なものでございまして適応症というものにふさわしくない。したがって、ポリサルホン義歯床を使う場合にはやはり適応症というものを選ぶことが必要だ、こういうことが言えるわけでございます。

さらに学会の問題につきましては、おっしゃいましたが、私どもは、日本歯科技工学会、これは学術団体の性格を有するものであります、これとの相談をいたしておまして、合意の線に沿ひまして、これは保険外負担の解消を図るための一環として行われたものでございまして、そういう面で私どもは歯科医師会の意見を十分に聞いておるといふことは言えるわけであります。

それから、点数につきましては、先生おっしゃいました二倍といひまして二万一千円でございます

ます。二万一千円、こういう点数でございます。これは従来のものに比べて外注の技工料金が高いということから、このような値段にいたしたわけでございます。そういうようなことでございまして、これは保険外負担の解消ということにつきましてもメリットが十分にあるというふうに私も考えておるわけであります。

○榊委員 余り時間ありませんので論議できませんけれども、歯科医師会の御意見というものも認可のときには聞かれた、ところが会そのものは、いやそのことは承知していない、こういう話もあるわけでありまして。

それはともかくといたしまして、この問題については科学的な検証を大切にする、これがやはり医療の中では一番大切なことだと思ひます。その点では、いまこですぐに、いや再検討いたします、こういう答えはいただけないかもしれないけれども、しかし、少なくとも無理押ししないでじっくりと考える、大きな立場で研究したい、これぐらいの答弁はいただけるのじやないかと思ひますが、どうでしょう。

○大和田政府委員 先ほど申しましたように、これにつきましても各県からはぼつぼつこれが使われているという報告も得ておりますし、またこれに對しまして、適応症にふさわしいものを使つた場合にクレームというものが私どもの方には出てきておりませんので、これにつきましてもこのまま進めていって問題はないというふうに考えておるわけでありまして。

○榊委員 その点については私、厚生省の姿勢が大変硬直していると思ひます。最後に、そういう硬直的な姿勢を改めて、やはり改むるにはばかることなかれではありませんが、率直に科学的な対応をする、これで終わりのものではなくて引き続き研究を進めていく、こういう態度を望みたいと思ひます。

次の質問であります。森村誠一さんのベストセラーで「悪魔の飽食」というのがいま大変評判になっております。これでは有名になった旧陸軍の

細菌戦部隊、これは防疫給水部というのが表看板だったわけですね。石井四郎軍医中將の指揮下にそれがつくられて、その関東軍の本拠地がハルビンの七三一部隊である。ここで細菌戦、すなわち生物兵器の研究あるいは生体実験、細菌爆弾の製造などが行われた。つまり、こういう点では防疫給水部というのは一枚看板がありまして、一つは日本軍隊の中で防疫を行ひ給水を行う。外向けに對しては、命令があれば中国人その他に細菌戦を実行する実行部隊としての実体。

そこでお尋ねいたしますが、厚生省が持ち前の厚生省調査で明らかになっている限りで結構でございますが、防疫給水部というのは、中国各地だとかあるいはシンガポールその他にどれくらい配置されていたんでしょうか。どれくらいの数に上るのでしょうか。

○北村(和)政府委員 厚生省が旧陸軍から引き継ぎました各種資料によりますと、昭和二十年一月現在で、防疫給水部なる部隊は六十七、編成されたことになっております。これらの防疫給水部は、当時の軍及び師団単位に設けられておりますほか、さらに野戦防疫給水部も設けられておりました。中国南方、朝鮮、台湾の各地域に配置されておりました。

○榊委員 いまの数字を聞きまして、六十七というのは大変大きな数字であります。私たちがちよつと調べてみましたけれども、昭和十二、三年ごろから設置をされております。いろいろ変遷はあります。それが旧満洲です。それから北支つまりいまの華北、中支つまり華中、南支つまり華南、こういった各方面軍にそういうのがつくられていた。師団でいへば、第一師団関係だけで十八というふうに聞いております。他の師団を合わせまして計二十六くらい。大規模な施設でありまして。そのほかに、いまおっしゃった機動的な野戦防疫部が八つあったと思ひます。こういう、六十七という大変大きな部隊であります。これは予想以上に大がかりといひますか、戦略的に展開をされてきたということでありまして。

四月のいつか、私はこの委員会でも、いわゆる関東軍防疫給水部の人員が三千五百名に上るといふ質問をしてその答えをいただきましたけれども、これは初めての規模で、それ自体がニュースになりましたけれども、その種の細菌戦部隊がこれほど大規模に配置されていた、これもある意味では衝撃的な新事実であります。

いまおっしゃったような大規模な細菌戦が準備されていたわけ、どうしてそういうことが戦後三十八年間発表されてこなかったのでしょうか。私ちよつとそこは不思議なんです、どうなんでしょう。

○北村(和)政府委員 私どもが軍から引き継ぎました資料によりますと、これら防疫給水部の業務内容と申しますか、それは部隊に関する防疫と給水とか疾病の予防とか種痘とか、そういう業務に従事したという記録を引き継いでおりまして、それ以上のものは資料からはうかがい知るわけにはないわけでございます。

○榊委員 つまり、それは表の看板だったわけですね、防疫とか給水とか。実際にはそれが、たとえばハルビンの七三一部隊のように、生体実験その他までやっていた。これがいま世界的に問題になっていくわけでありまして。しかもそれが非常に大がかりだった。ハルビンだけじやない。各地に、中国大陸だけじやなくて、シンガポールにもあつたはずで、南方軍に。幸い大規模な細菌戦にならずに終戦を迎えた。これは不幸中の幸いだと言つていいと思ひますが、しかし、関東軍の防疫給水部だけでいま言いましたような生体実験その他で命を奪われた人というのは、中国人その他捕虜三千余名、これがベスト菌その他の細菌爆弾の生体実験になったわけでありまして。しかも、この南支、華南、これは局地的に細菌戦を実行しまして、多くの被害を出した事実もずっと明らかになつてきております。

ところで、そうした防疫給水部の一つに第十六防疫給水部というのがあつたと思ひます。これは石井四郎自身が一時そこに責任者でいたことがあ

りますけれども、これはどこにあつたのでしょうか。

○北村(和)政府委員 これも私も軍から引き継いだ資料によりますと、第十六防疫給水部は昭和十三年九月に編制下令——編制下令と申しますのは、部隊を編成するための命令が出たという記録は保持しておりますが、昭和二十年一月に、当時の軍が、その二十年一月現在におきます各部隊の、その時点における現状を調査をいたした記録がございまして。その記録、留守名簿でございまして、その留守名簿には、この部隊の存在が認められませんが、したがって、編制下令はされたものの、実際に編成されなかったのか、あるいは編成されたけれども昭和二十年一月までの間にほかの部隊に編成がえになったのか、その辺の状況はつまびらかにいたしておりません。

なお、この給水部の場所はちよつといまわがかりかねます。

○榊委員 昭和二十年一月現在ではそれはないかもしれませんが、厚生省の資料でも、この第十六防疫給水部、昭和十三年九月二十八日に発足してあります。あるのです。

それで、これは北京に司令部を持っておりまして、いわゆる北支方面軍、この直轄部隊、山西省に配置されていたのです。この細菌戦部隊である第十六防疫給水部付の主計將校に鈴木俊一という人が昭和十三年から十四年にかけていたはずであります。——ちなみに、この主計將校というのは、石井部隊の場合でいいますと、生体実験用の捕虜受け取りの際報償金を支払うとか、あるいは食糧徴発、略奪、これを指揮したりする、これが主計將校の仕事であります。この鈴木俊一という名前は厚生省保管の名簿にはあるのでしょうか、ないのでしょうか。ないと思はれます、そういう人の部隊行動などは、都道府県保管の兵籍名簿にはあるということなんですか。その点お聞かせください。

○北村(和)政府委員 旧軍、特に陸軍の軍人でありました方の兵籍につきましては、都道府県が現

在保管をいたしておりますので、調査をしてみればその結果がわかると思ひます。

○榊委員 時間が参りましたので終わらなければなりませんが、この鈴木俊一という方は大衆東京都民にはなじみの深い名前でございますが、いずれにしましても、このいわゆる「悪魔の飽食」と言われるような細菌戦部隊、これはひとつ、繰り返してはならない汚辱であり、これは本当にこの歴史の中から教訓として酌み取っていかなくちゃいけないものだ、こう思うのであります。

そういう点では、先ほど厚生省の資料幾つか聞かしていただきましたけれども、私たちは、そういうことを繰り返さないためにも、そういう残酷な侵略行為、非人間的な行為、これを繰り返さないためにも、やはり資料があればその資料を公にするということが大切ではないかと私思うのであります。

その点を最後に要請いたしまして、きょうの質問を終わらしていただきます。

○石井委員長 榊弥之助君。

○榊委員 私は、厚生省設置法一部改正に際しまして、緊急調査を要する事態が起こっておりますので、以下、問題点を明らかにしたいと思ひます。

内容は、白い巨塔、国立大学医学部と製薬会社の癒着の問題についてであります。

まず、厚生省にお伺いをいたしますが、特発性の感音難聴研究に厚生省が出しております研究費の性格は、何でしょうか、補助金ですか。

○三浦政府委員 この研究費は、いわゆる難病研究費と申しまして、原因が不明で治療方法も未確立でございます……（榊委員「補助金か何か聞いているのですから、説明は要りませんよ。性格を」と呼ぶ）これは調査研究費でございます。（榊委員「補助金じゃないのですか」と呼ぶ）補助金でございます。

○榊委員 補助金でしょう。そうでしょう。

○三浦政府委員 そうです。

○榊委員 それを聞いておるのです。時間が短

いですから、要らぬことは言わぬでいいですよ。この特発性の感音難聴研究の研究期間及び研究費の金額は幾らですか。

○三浦政府委員 これは班長さんがおりまして、その班の班長さん以下二十名でやっておりますが、費用は、五十四年から五十六年までかけまして五千万円を出しております。

○榊委員 研究期間はどのようになっておりますか。

○三浦政府委員 期間は、五十四年から五十六年までの三カ年でございまして。

○榊委員 期間は五十四年から五十六年まで三カ年、その調査研究費は五千一百万円。

この研究班の事務局はどこに置かれておりましたか。また、事務局はだれでありましたか。

○三浦政府委員 この研究班の事務局は、班長が名古屋大学の三宅弘さんという耳鼻科の教授でございまして、事務局はそこでやっております。

○榊委員 事務局はだれかと聞いておるのです。

○三浦政府委員 事務局は柳田先生でございまして。

○榊委員 そういふときは氏名をきちんと言うものですよ。

○三浦政府委員 柳田則之先生でございまして。

○榊委員 いかなる立場の人ですか、名古屋大学の。

○三浦政府委員 名古屋大学の医学部の講師でございまして。

○榊委員 研究費のうちで、五千一百万円のうち、この柳田講師が事務局長をしておるこの事務局に落とされる事務局経費の金額は幾らですか、五十四年、五十五年、五十六年。

○三浦政府委員 事務局経費につきましては、五十四年度五百四十八万円、五十五年度五百五十万円、五十六年度六百五十万円でございます。

○榊委員 この事務局経費がどのように使われたか、その決算の報告及びその決算内容について、会計監査はどのようになされておるか。

○三浦政府委員 五十六年度の配分額六百五十万

円の内訳でございまして、研究報告書の印刷代が三百九十万円、それから会議出席旅費が百十万円、会議費が五十万円、通信運搬費が五十万円、その他五十万円となっております。

○榊委員 そのいま報告された詳しい内容を文書として出せますか。

○三浦政府委員 私どもは、この報告書と同時にこの費用の使い道その他も全部報告を受けまして、これからやるわけでございまして。これから確かめるわけでございまして。

○榊委員 まだそれは払われていないのですか。

○三浦政府委員 これは五十六年度の予算でございまして、当然払って、これに対する報告書が出てまいっております。これをこれから中を監査することになっております。

○榊委員 それは厚生省のどこが監査をなさるのですか。

○三浦政府委員 難病対策課でチェックをしております。

○榊委員 この内容は会計検査院の検査対象になっておりますか。

○三浦政府委員 なっております。

○榊委員 この五十六年度の分は、会計検査院は検査を始めておりますか。

○水越会計検査院説明員 お答えいたします。五十六年度については、決算検査は会計検査院でやっておりますが、本件補助金についてはまだやっておりません。

○榊委員 文部省の大学局にお伺いします。大学関係を中心にして各種の学会が行われております。この学会への出張旅費は文部省から出されるのですか。出されるとしたら、その出張旅費は実費で出されるのですか、それともあらかじめ各大学に投じ渡しておられるわけですか。

○国分説明員 お答え申し上げます。国立大学の教官の学会出席に要するいわゆる旅費の問題でございまして、国立大学にあらかじめ文部省で予算の範囲内におきまして旅費を配当い

たしまして、その範囲内において旅費法の規定に基づきます額を学会出席の場合も支給するということになっております。

○榊委員 実際に出張されたかどうかは確かめるのですか。それともうそれは投げ渡しきりですか。

○国分説明員 文部省が国立大学に配当いたしますのは年間に何々大学幾らという形で配当いたしまして、その範囲内においてそれぞれの国立大学が執行する、こういう形になっております。

○榊委員 そうすると、実際に残が出てものように処理されておるかわかりませんね。

その際の交付額の基礎は、講師は五万円、助教授は六万円、教授は七万円、そういう基礎になっておりますか。

○国分説明員 お答え申し上げます。文部省が各大学に配当いたします場合には、それぞれ予算の積算が一応ございまして。ただいま講師あるいは教授幾らというようなお話がございまして、予算的には、たとえばいろいろな種別がございまして、一例を申し上げますと、講座制の教授につきましては年間十三万円、助教教授あるいは講師につきましては十万円、これは予算の積算でございまして。これで文部省と申しますか、国立大学全体の旅費が決まっております。それを、各大学のそれぞれの人員構成あるいは特に東京からの距離等を勘案いたしまして年間個々の大学は幾らという配当をいたすわけでございまして、それを各大学が執行する、こういう仕組みになっております。

○榊委員 五十七年度、本年度名古屋大学医学部関係の出張旅費は、総額幾らになっておりますか。

○国分説明員 名古屋大学につきましては、五十七年度で、これは各学部ごとということではございませんで、大学全体ということでは約一億円を配当いたしております。

○榊委員 予備的な質問はそれくらいにいたしまして、以下、事実の指摘をいたしたいと思ひま

す。

私が急遽この問題を取り上げましたのは、実は理事会でもきよう厚生省関係が行われるかどうかわからなかった。これが行われることになったから急遽取り上げたわけです。なぜかというところ、いろいろ調査を行ってまいりました。ところが、それをかきつけて、先週末から証提隠滅が行われている。したがって、私は以下申し上げる点で、実際には本委員会が具体的なものは明らかにせず、委員会が終わってそれぞれの関係のところに証提を出して調査をお願いしようと思っておりますが、悪質な証提隠滅が行われているから、この際、関係している会社名、関係者の氏名及び旅行会社の名前を具体的に明らかにいたします。

まず、提供者は塩野義製薬株式会社、この直接関係しているところは名古屋分室であります。いろいろ便宜提供を受けておるのは、名古屋大学医学部耳鼻咽喉科のいまだお話のありました講師柳田則之。以下明らかにしてまいります。

まず、私が調査の結果裏づけをとった、判明した事実を申し上げます。

いまから申し上げる総会や学会にこの柳田講師外が出席する際、塩野義製薬から提供されたホテルのクーポン券で宿泊をし、出張旅費は厚生省のさつき説明された補助金や文部省の出張旅費から別に取っておる。まるまる金が浮くわけです。なぜこの塩野義製薬がそういう提供をしておるか。いま御案内のとおり、最近抗生物質の競争は非常に激しい。そこで、塩野義製薬は自分のところの薬品をこの医学部及び附属病院で大量に使用してもらうことを条件に、こういう便宜供与を図っておる。

まず三つ例を挙げます。

一番目。さつき申し上げました特発性の感音難聴調査研究班、この第一回の総会は、昨年八月二十八日から二十九日、東京都港区の笹川記念館で行われております。柳田講師らはこれに出席するために、その八月二十八日にクーポン券で一泊をしております。さつき申し上げたとおり、これ

は厚生省の補助金から別にもらっている可能性があります。

二番目に、この研究班の第二回総会はこの二月六日から七日にかけて同じく笹川記念館で行われました。それで柳田講師らは、二月六日土曜日、都イン・東京—先ほど泊まったところは都イン・東京というホテルです。この二回目の総会のときも、二月六日、都イン・東京に同じようにクーポン券で一泊をしております。

三番目に、日本耳鼻咽喉科学会第三十回中部地方部会連合会、これはことしの七月十八日、浜松医大で行われております。これは名古屋から新幹線に乗った四十六分着くのです。何も前の日に行つて泊まることはないのにわざわざ前の日に出かけておる。つまり七月十七日の土曜日に泊まっております。そしてホテルコンドル浜松というところにクーポン券で一泊をしております。これは恐らく文部省の先ほどの出張旅費から別に金は取っておるに違いない。提供は塩野義。

そこで問題は、こういうことがなぜ行われるかというところ、さつき言った文部省の出張旅費その他あるいは厚生省の補助金その他のチェック体制、管理システムの問題があるのではないかと気がします。このために公務員法違反あるいは贈収賄罪、詐欺横領罪、公文書偽造罪、こういった犯罪を生み、犯人をつくることになっておるのではないかと。私は直ちに調査に入ってもらいたい。

それで、私がなぜこれを急いと言うかは、これは名大の医局が医局ぐるみでこういうことをやっている可能性が大だからであります。どのような証提隠滅が行われているか、いまからその証提になるものを、文部省と大臣と会計検査院と警察庁と四者にこれを渡したいと思っております。これを説明しますから。

先週末に私が調査しておるのを感じて、日本旅行、これは旅行会社ですが、日本旅行が塩野義製薬に連絡をした。塩野義製薬の関係者が、後で言いますが、柳田講師のところへ走っている。実は塩野が調べておる、どうするか、それじゃ塩野

義で出したクーポン券に対して塩野義に自分が金を支払った、そういうことにして日にちをさかのぼって処理してくれ、そういうことが、ほんの先週末です、行われておるから、私はやむを得ずこういうことを明らかにしておるわけです。

いまお渡しした書類、この説明をいたします。まず上の方、私は黒く削っておいたのは日本旅行と書いてあるところ、しかしこれはもうはつきりします。まず「旅行申込書」。これは一番左の上に七月十七日とありますね。「お名前」は「イトウアキカズ」「ウエダヒロミ」「ヤナギタノリユキ」「ウエダヒロミ」これはかたかなで書いてあるけれども、漢字は植田広海という字です。これは名大の大学院の学生、三年生。これがどういことをしたか、後から触れます。

それから伊藤明和、これは名古屋大学附属病院耳鼻咽喉科助教授であります。この伊藤明和というののは消してありますね。これは矢が引つ張つてある。この人はキャンセルした。七月十六日トリ申出。取り消しの申し出のことです。そして次に丸が書いてある。その中には七月十六日と書いてある。そしてホテル側は「トリOK」と書いてある。取り消しオーケーという意味です。それから連絡先は、ここに明らかなとおり「シオノギ一学岡田 納田」と書いてあります。この一学というの、塩野義製薬本社名古屋分室の第一学術部という意味であります。塩野義製薬は二学とか一学とか地域で分けています。その岡田と書いてあります。この人は岡田和彦、納田敬一郎、ともに塩野義製薬名古屋分室の人であります。これを塩野義が申し込んでいます。そしてここに丸い印がある。これはクーポン券を発行した日である。「発行済」とある。五十七年六月十日。それで下の方の「宿泊月日」のところ、最初浜松グランドホテルに申し込んだけれどもだめで、それからコンドル浜松に変えた。オーケーです。それから端の方には、ルームチャージ六千円、これは税、サービス抜きです。これがこの「旅行申込書」の説明です。

つまり、塩野義製薬がクーポン券を自分のところ

ろで買って渡していることはこれで歴然であります。そしてコンドル浜松は確かに泊まっている。これは私、調べました。クーポン券で泊まっている、これも明らかです。

その次、これは都イン・東京、宿泊カードであります。ここに前受金七千円と書いてありますね。これは八月二十八日の分です。ここに英語でクーポンと書いて丸が書いてあるでしょう、七千円の横に。つまり、クーポンで泊まったということになります。

それから次に、ことしの二月六日の分、八千五百円、その横もクーポンに丸が書いてありますね。ここの方の都インの方のクーポンはここで買われたかというところ、日本交通公社渋谷営業所です。何で渋谷の営業所で買うのか、私よくわかりません。何か因縁があるのでしよう。そしてこの学会に出た。

学会のことをちよっと説明しますけれども、いまの宿泊者の名簿にありまう伊藤明和という人は、この学会の日に「津出性中耳炎と内耳」という講演をしております。それから植田広海、この人はやはり学会の学会員になっておるのですけれども、「伝音難聴とティンパノグラム」という題で講演をしております。ほかというのを書いてあります。この学会は、いまの主題で講演をしたのは村橋けい子というこれも同じ大学。それから柳田則之がここで同じようにやっております。それから、さっきの「津出性中耳炎と内耳」の方は、これも伊藤明和ほかになっておりますが、このほかは鈴木康之のことです。

以上が大体、もう時間が来ているということですから、あとは直接説明を別にいたします。したがって結論は、私は早急に検査をしてもらいたい。会計検査院、いいですか。

○水越会計検査院説明員 ただいま先生御指摘の事態を踏まえまして、今後十分に検査をしてみたいと思っております。適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○橋崎委員 警察庁の方はどうですか。

○森広説明員 さらに詳しいお話も伺いまして、調査をいたしたいと思います。

○楠崎委員 文部省、厚生省、いいでしょうね。それぞれ明確にしてください。

○森下國務大臣 大変な疑惑を抱いているような内容でございまして、よく調査をいたしたいと思います。

○楠崎委員 もうこれで最後です。調査の結果をぜひ当委員会で報告してください。

もう一つつけ加えておけば、この名古屋大学はこの五月に起こりました薬品問題でも厚生省が調査対象にしておるはずで、これについても私は別に資料を持っています。そのほか、問題はまだまだあります。私自身も調査中でありまして、これは別の機会にやります。

それでは、これで終わります。

○石井委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○石井委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

厚生省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石井委員長 次回は、来る十九日木曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十三分散会

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律

第一条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「統計情報部を」の下に、「公衆衛生局に老人保健部を」を加える。

第七条第三項及び第四項を削る。

第九条に次の一項を加える。

2 老人保健部は、前項第一号の三及び第一号の四に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうち老人の保健の向上及び成人病の予防に関することをつかさどる。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「及び第一号の四」を削る。

附則

1 この法律は、老人保健法（昭和五十七年法律第 号）第五章の規定の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第四十一条の規定の施行の日から施行する。

2 老人保健法の一部を次のように改正する。

附則第四十一条のうち厚生省設置法第九条第一号の四を削る改正規定中「第九条第一号の四」を「第九条第一項第一号の四」に改める。

理由

老人保健対策を総合的に推進するため、公衆衛生局に老人保健部を設置するとともに、医務局長を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

